

工 (漢美錄)

104。



學博士 天野爲之講述

債 論 完

東京專門學校藏版



公債論目次

第一章	總論	一
第二章	公債の弊害を論ず	六
第三章	公債の國家經濟上に及ぼす影響	一五
第四章	公債を募集すべき場合	二三
第五章	埃及國及びチュニス	三六
第六章	公債の種類	四二
第七章	公債證書の處分法	七四
第一節	利用	七四
第二節	借換	七六
第三節	償還用減債基金	八〇
第八章	地方債	九二

公債論

法學博士 天野爲之講述

第一章 總論

抑も國債は一の國家が他の國家又は一個人より金員を借入るゝ處の國家の負債なり。國家の負債中其の種類は多々あるへしと雖も之を大別すれば負債證券の自由に移轉せることを得るものと否らざるものとの二種に外ならず。例へば整理公債軍公債の如き證券は自由自在に賣買取入書入讓與等を爲すことを得れども之に反して政府の華族銀行より千萬圓の借入金あるが如きは自由に其證券を賣買移轉することを得ざるが如し。即ち政府が命令書を發して金員を借る時の如きは其の命令書則ち證券は賣買移轉することを得ず。縱しや之を他人に移轉するも効力なきものなり。其他政府が物品を購入し其の代金を借り居るか如き又郵便貯金局に人民は金員を預けるが如き又一種の國債なりと雖も其の郵便貯金通帳なるものは自由に賣買移轉する能はざる性質のものなり。國家の負債

に此の二種類ありと雖も、本講義の目的とする所は主として其の證券の賣買移轉の自由あるもの世間の所謂公債に付て論ぜんとす。

國債と云へば自由に移轉するを得る證券を指すものなるか如きの考へを抱くは世間普通なりと雖も、學問上より云ふ時は大概の證券即ち政府の借用金證券は國債中に包含せらるゝこと以上述ぶるが如し。而して世間の所謂公債證券なるものは現今各國共に大に行はれ、全世界を通じて殆んど四百億弗の額に昇れり。斯の如く公債は大に發達せりと雖も西曆十八世紀の頃にては國債募集を實行せしは唯英吉利及び和蘭あるのみ、千八百六十二年の頃は倫敦株式取引所に於て六億九千七百八十三万磅の外國公債の賣買ありしのみなりしか、今や二十四億三千万磅の賣買あるを見る、而して之を國別にすれば百五十國の多きに及へり、日本支那は勿論未だ聞けざる波斯國の如き埃及國の如き其の他亞弗利加の、ライペリヤ、オーレンツ、自由國、南亞米利加の秘魯、智利等到處し、國債の財政策に據らざるはなし。然らば如何にして近代に至り國債が斯の如くに盛況を呈するに至りたるか、今世の國債を探究すれば凡そ左の四原因あり。

第一、**金融機關の發達**。金融機關又は一名銀行の發達の爲に從來諸所と懸隔し埋藏せられたる三々五々の貨幣一々所に集合するの便を得たり、尤も銀行未だ幼稚にして信用厚からざりし時は各、自己の手許に貯へしも、銀行漸く發達し其の信用鞏固を致すや、之に預け金を爲して水火盜難の危険を避けんと、念を生じ、從つて銀行に預金を爲すの状態を來し、而して其額巨大なるに至れり。蓋し集合の力や頗る大なりと謂ふへし。斯く一々所に莫大の金の集合せるを以て政府は金貨を要する時は何時にても其の供給ある有様とはなれり、從て政府は之に供給を仰ぐの傾向を生せり。若し夫れ從來の如く少額の貨幣各所に散在せむか政府金の入用あるに際し、之を供給すること固より容易ならずと雖も巨額の金貨銀行に貯存せる時は公債の募集せば容易に之に應ずるを得、政府も亦此の便法あるが故に情として公債の募集を爲す是れ公債の流行を來せし一原因なり。

第二、**政府が信用を重ぜしこと**。従前は政府は甚だ不信用にして一旦借入れし金を返却せざることあり、又前政府革命其の他政治上の理由よりして覆滅し、後の政府之に代つて起りし時の如き、前政府の負債は新政府之を引受けずと云ふが如き

ことあるは歴史に往々見る所なり。然るに世人が漸次信用の重んずべきを知るに至りて政府も亦信用の忽落に付すべからざるを覺り、維新前政府の負債と雖も相續者たる新政府之を償ひしかば政府の信用を厚ふし従つて人々安心して之に金を貸さんとするの念を生ずるに至れり、是れ亦公債發達の一原因なり。此第一第二は唇齒輔車の關係あるものなり。何となれば一方政府の信用厚くなりしを以て國民も之に金を貸さんと思ひ、又他方に於ては金融機關備り居るを以て金を借らんと欲せば容易に之を得るに至る。換言すれば金融機關備らざるは縦令金を借らんと欲するも能はず、又信用なくんば如何に金銭山の如く堆積するも之を貸すもの一人もなかるべし。政府信用あり、又金員は何時にても集むるを得ると云ふ、此二の事情同時に現存し初めて政府は公債の方法に依り一時の急を凌ぐを得たり。古に在りては租税を徵收するか、又は御用金を命するにあらざれば臨時の入費を償ふに途なかりしが、今日は公債の手段あるを以て政府負債を起すこと容易なりと謂ふべし。

第三、軍備上の理由。公債發達せし理由前記の如しと雖も更に尙之を研究する

の要あり。其は如何なる必要に驅られ此の權力を利用して僅々百年許の間に幾百億の借金を生ずるに至りしかと云ふに、是れ亦二の理あり、一は即ち軍事上の理由にして、他は即ち社會主義の理由なりとす。即ち十九世紀の初めに當りナポレオンの全歐洲を蹂躪するや歐洲各國は皆軍備擴張の必要を感し之と同時に又戦争の已むべからざるに迫り、歳出の増加を來し經常費のみを以て支辨するを得ざるを以て公債を募り以て之に充つるに至れり。是れ亦公債の發達を助けたる原因の一に數ふるを得べし。

第四、社會主義上の理由。此に社會主義とは世の所謂社會黨か唱道するか如き社會主義とは全く其の趣を異にするものにして個人に委し置く能はざる事業を政府自ら之に任するか故に政府は金員を要し、從て負債を起す場合を指すものなり。例へば政府が官設鐵道を敷くか爲に鐵道公債を募集し、或は道路を擴張し港灣を築造するが爲め公債を起すが如き是なり。是等の大事業大工事は個人の能くする所にあらざるを以て止むを得ず國家之に従事し從て之に要する莫大の金員は經常收入にては到底之を充すに足らざるが故に公債を起すに至りしなり。

第二章 公債の弊害を論ず

公債は利益あるものなれども亦之に伴ふの弊害あるは止むを得ざるなり。今此に之か弊害を説くは世人をして之を避けしむるの方途を供せんか爲めのみ。其の弊害の重なるものを愈せん。第一政治上の理由、即ち(一)國民をして財政監督の念を弛むること、(二)國家の獨立を危くすること。第二社會上の理由、貧富の懸隔をして永續せしむること是なり。

第一政治上の理由、(一)公債は國民をして財政監督の權を弛緩ならしむる傾向あること恰かも間接税の利害を感ずるが如し。夫れ直接税は國民直接に租税の負擔を感ずるを以て政府財政の監督に自然に留意するも間接は其の負擔直に頭上に係らざるを以て財政監督の注意を缺くは人情の常なり。例へば國會に於て租税直接税を云ふ、徵收法案の出づるや議場は喧々囂々議論を上下し辯難攻撃至るるなく而して高止むを得ざるにあらざるよりは容易に之を通過せしめず。之に反して間接租税は一二質問の矢を放つことあるへきも容易に之をして通過せしむ。之を各國の事例に照すに所得税地租の如きは直接に利害を感ずるに由り

議論多きも酒造税、煙草税の如きはたゞ一般國民頭上の負擔なりと雖も、直接に痛痒を感せざるを以て議論少なきか如し。公債は實に此の間接税に類す。公債募集の時は各自租税を出すに非ず。富者金を出して一時政府の急に應ずる者あれば當時は租税の増加なく唯永遠の間に元金を償却し及次年々利息を拂ふ爲の増税あるのみ。故を以て國民は之を負擔するに痛く苦みを感せず。而して政府は金を得て戦争或は土木等を爲すとを得。政府國會に財政案を提出するに當り租税案なれば議論の迸出せんと瞭々なるを知るか故に政府巨額の金を得んと欲する時は必ず公債の政策を執る。事情斯の如し、政府は金を得て戦争或は不急の土木を起さんと望むや必ず公債の財政案に據りて容易に其の目的を達し得べし之れ公債は國民の財政監督の念をして廢弛せしむと云ふ所以なり。大凡國民が行政部を牽制し得るは唯一の財政案あるのみ。然るに之れを弛ふする時は行政部は隨意に事を處し權力を強大ならしめ、從て國民の權力を減縮せしむるの弊あり。(二)貧弱なる國富強なる國より借錢する時は國家の獨立を危ふするの恐れあり。之か好適例を埃及とす。埃及は獨逸、伊太利、佛朗西殊に英吉利より多額の借

金を爲せし結果之れ等諸外國の干渉を脱むり遂に獨立は只名のみとなるに至れり。何故に獨立の實を失ひしか。曰く、若しも甲國の政府乙國の政府より借金し甲國の政府其の負債を約の如く償還せざる時乙國政府は甲國の財産を差押へ而して其の財産より生ずる収益を以て負債償還の資に充つることを得との習慣は國際公法の是認する所なり。其の差押の財産は負債を悉く償却せし後にあらざれば其の差押へを解かす。然るに若しも甲國政府にして財産の差押を拒否するあらんか戰爭の正當なる口實理由となり、第三國は之れに向て異議を挾むの餘地なし。又甲國の政府乙國の人民より借金し甲國政府其の負債の義務を果さざる場合も亦乙國政府は甲國政府に談判を開始し自國臣民の權利を保護するも亦國際公法の許す所なり。而して甲國政府之に應答せざる時は均しく戰爭の口實となり干戈を以て權利を主張することを得。然りと雖も此の場合に於ては乙國政府は必ずしも甲國政府に向て國際談判を開かざるへからざるにあらず。即ち乙國政府は是非とも臣民に對して保護せざるへからざる憲法上の義務なく、臣民亦政府に向て強て此の談判を開かむるの權利なく之が開否に關しては一に政

府の注意なり。埃及が獨立の實を失ひし所以亦實に此に存す。後に至り詳説すへきも先づ其概略を示さん、埃及は國用給せず爲に資を外國に仰きしも之か償却を怠りしを以て嚴しく之に向て談判を開き其の負債には悉く擔保を附するに至れり。即ち抵當は公債となし其の監理人は公債所有の外人なり。之れ等外人は擔保のものより生ずる利益を以て公債の元利の償却に充て剩餘あれば之を埃及國に差出す。斯の如くして埃及國の収入源の殆んど全部は外人の掌握する所となり。其の結果埃及の収入は若干なるか故に某省の經費は若干にせざるへからず、某の費用は若干額を越ゆへからず、某省と某省とは之を并立すれば歳入の不足を來す多きを以て宜しく之を合すへしと云ふが如く遂に政治上に容喙するに至りたり。財政上に容喙するは即ち行政上に容喙するなり。以上略叙するか如くにして埃及の行政の實權は外人の手に陥れり。之を以て心あるものは大に之を思ひ氣の早き者は爲は亂暴の舉を爲し外人の生命財産の安固を欠くに至らしめたり。茲に於て各國は各自其の臣民の身軀財産を保護するの目的を以て軍隊を送れり。之れ所謂毛を吹て蛇を來め藪を打たきて蛇を出すの類なり。既に軍

隊を派遣して之を保護することゝならは文武の兩道共に外國の干渉を被むり、實立國たるの實なしと云ふべし。之れ貧弱國か富強國人は其の人民より借金することは國の獨立を危ふするに至る政治上の弊害なりと云ふ所以なり。然りと雖も余を以て之を見る時は之れ公債の弊害にあらずして伴ふの害なり。猶ほ室内を掃除するに當り塵を揚ぐるか如きの類なり。即ち之を以て推すべからず。之れ唯例外のみ。大凡他人より金を借り又は外國より債を負ひ其の元利を償はさるは尋常普通の國民の所爲と云ふを得ず。然るに世人往々埃及の例を普通の國に適用せんとするは誤解も亦甚し。本邦亦曾て外國債を起さんとするの議あるや人住々埃及の例を引き來りて危険なりと説くものありしと雖も、若し論者にして眞に之を主張するものならしめは自信なき憚れむべく其の愚嗤ふに堪へたり。即ち日本の如きは全く埃及と性質を異にす。埃及の如く債務を償はさるは元來不都合なり。蓋し彼れ等は内國債と雖ども拂はさるべし。即ち彼れ埃及は一片の國威名譽等を重んずるを知らざるに基す。翻て本邦如何と見よ、實の差あるにあらずや。日本は國債を起すも毫も時期を誤らずして之を償還し

つゝあり。如何そ外國債の爲めに國家の獨立を危ふせんとするが如きの愚を爲さんや。埃及の例の如きはシヤム、安南、チエニス等の貧弱國に於ては恐るべき弊害として見る大過なかるべきも普通の國コンモンセンスを有する國の例とすに足らざるなり。

第二、社會上の理由。公債の弊は社會上より見る時は貧富の隔懸をして永續せしむること之なり。例へば此に富者ありて巨額の金を有す。其の金を資本として普通の營利事業に従ふ時は巨大の利を得ることあれども又或は非常の損毛を蒙りし昨日の素封家今日の赤貧者となることあり。又或は昨日は飢饉凍餒食するに物なく着るに衣なきの貧者と雖ども機運に乗すれば一攫萬金を得今日は綺羅錦繡食に飽き衣に乏を告げざるに至るか如く(少しく極端の例なりと雖も)榮枯盛衰循環するの現象を呈するも其の金を投じて公債證券となし置く時は右とは全く反對にして富者は益、富み貧者は益、貧するの傾向ありて貧富の懸隔益、甚しく且つ永續す。即ち其の公債を所有するの富者は之れより生ずる利益に甘んじ社會を袖手傍觀して飽食暖衣逸居して地位の安固を保つを得るも貧者は刻苦精勵夜を

以て日に種々致々として勞働するも尙且つ衣食の乏しきを耐へ日として安き心あることなし。之れ即ち貧者の千辛萬苦して終に得たる賃銀の大半は租税其の他のものと化し公債の元利を拂ふの資となるに由る。華族か今日まで又將來までも其の地位を維持するは何に由りて然るか主として公債證券所有の致す所なり。若し華族をして公債を持せず單に現金を所持せしめ之をして各自に利殖の途を圖らしめば倒産せしもの蓋し多からん。財利の事業は普通の人否經驗に富むものも亦大に失敗を來すことあるを免れず。然るを况んや無經驗にして且つ貴公子たる華族に於てをや。公債は年々一定の利子あるを以て之に由つて安穩に子々孫々に至るまで生活するを得べし。故に公債證券所有者は遊んで居るも食するを得。一方貧者は之に利足を拂ふに汲々として精勵するも生計に追はる之れ貧富の懸隔永續すと云ふ所以なり。

人あり曰く俄分限者を作出すと即ち公債の多くは戦争等の場合の如く急劇の際に募集するものなり。而して此の如き時は經濟上の理として公債の價格低廉なるを常とするが故に此の時互額の公債の募りに應じ戦争終り公債の價格騰貴せ

し時此之を賣却し以て空手を振つて一時に大の富豪家となることなり。斯の如く俄分限者を作出するは貧者富者を共に増加せしめ其の懸隔をして激甚ならしむるの弊ありと論するものありと雖も之れ等は恐るゝに足らず。恐るゝに足らざるにあらざれば絶無のとなれば憂ふるに及はざるなり。人若し其の所以を問ふものあらば戦時に於て互額の公債の募りに應じ又は之を買ひ占むるものは如何なるものなりやを反問すべし。之に答を與るよりも遙かに利き目あるべし。即ち常に餘裕を存する富者能く之をなすべし一文半錢の貯蓄なきもの如何んそ之を爲すを得んや。

貧弱國が強大國若くは其の人民より國債を起す時は動もすれば一國の獨立を危くすること及び此のことは國際法に於ても殆んど原理と認めらるゝことを陳べたり。猶ほ之に關し一言せん國際法學者パツテル和蘭人曰く「甲國乙國より金を借り之を返却せざる時は貸方の國は借方の國の財産を差押へ以て元利の償却に充つるを得。又甲國人民より乙國政府に金を貸し若し之か返済を怠りたる時は甲國政府は其の人民の情願に據り又は政府の權を以て乙國政府に向て談判を爲

すことを得」と。而して佛朗西の國際法學者の中にも亦之と説を同するあり。甲國が乙國に向て債主となりし時は格別甲國人民か乙國に對して債主となりし場合の如きは多少變例あることあり。即ち事外交政略上に關係する所甚少なからざるを以て如何なる場合に於ても政府は其の人民の爲に國際談判を開かざるべからざる義務上の義務なし。現に人民の權利を保護するに厚きとの稱ある英國の宰相バルマレストン氏は各國に派遣せし公使に廻文を發せしとあり。其の一體に曰く「英國人民にして各國公債を所有するもの多し、而して各國政府其の返済を怠りたる時に當り英國政府の處置如何に付き誤解するもの多く、或者は如何なる場合に於ても人民の權利を保護するものなりと解し、或者は英國は外國に干渉せざるの主義なるを以て如何なる事情あるも全く之を放擲するか如くに解するものあれども、英國政府の主義は此のことに關して一定せずして機に臨み變に應ずるの處置をなすものなり」と。現に秘魯國政府は其の專賣に係る烏糞の抵當として英國人民より負債を起せしとあり。然るに秘魯國政府は其の抵當物を他に利用し國債の償却に充てざりき。是の時の公債所有者たる英國人民は英國政府に

向て權利保護の爲めに秘書に對して國際談判の開始を請求したりしに英國政府は外交政略上の關係よりして遂に其の請に應ぜざりしかば、人民は更に之を衡平裁判所に出訴せしむるも同裁判所に於ては英國領内のよなれば相當の處分を爲すも、事外國政府に對するを以て管轄外なりとの廉を以て之を受理せず。爲に英人損害を被むりしことありたり。斯の如く談判の開くと否とは全く政府の見込如何に由るものにして政府は國際上の權利を利用し飽くまで談判を開かざるべからざるの義務を有せず。

第二章 公債の國家經濟上に及ぼす影響

公債は經濟上に如何なる影響を及ぼすものなるや、之れ極めて肝要の問題なり。請ふ左に之を論せん。

公債募集の方法及場合に由て種々影響の及ぶ所を單にし常に一定なる能はず、雖も單純に之を云ふ時は公債を募集する際金融緩慢なる時例へは一億圓の公債を募集する時に當り一億圓の餘裕金あれば左程弊害あらず。又之を募集するは一回、二回、三、四回と順次之を募るべき者にして一時に多くの公債を募集せん

するが如きは愚の至りなり。而して第一回の拂込は多くは餘裕金より来る即ち世の中には使途に迷へる多少の遊金あるものなれば第一回の時は之れより出づるを以て弊害なきも、二回三回と進むに従ひ金融は漸く逼迫し、資本を轉して公債の募集に應じ爲に經濟社會に影響を及ぼすこと甚しきに至る。今更に之を詳説すべし。

國債に内國債外國債の二ありて外國債は國の經濟に影響せされども内國債に至りては縦令少額と雖も必ずや變動を來す。尤も外國債は全く之れなしと云ふに非ず、幾分かの影響あるに相違なきも恐るゝに足さらるのみ。時としては又外國債を起す能はざる場合あり、例へば戰爭の爲め國家危急存亡の場合に際しては外國人容易に公債の募集に應せず。此の如き場合は已むを得ず内國債に依頼せざるべからず。既に内國債に頼る時は經濟上に著しき變動を生ずるものたることを覺悟せざるべからず。然れども時としては又内國債と雖も經濟社會に影響を及ぼさるることあり。第一回の募集の時の如き然りとす。即ち社會平穩無事なるときは餘裕金多く殊に富豪家は資金の運轉に苦しむものなり。是の時に於て公

債を募集する時は其の餘裕金を以て之に應ずるが故に經濟社會に影響を及ぼすことなく又低利を以て之を募るを得るも更に又公債を募集する時は社會の或事業にして現在は利益なきも忍耐して之を持續すれば何時か之を恢復するの見込あるものに資本をかするもの即ち或製造場にして今や衰運に瀕するものと雖も又其氣運を挽回するの機もあるべしと思惟する所に資本を投ずるものは之を轉して公債の募りに應ずるを以て亦經濟上に影響すると少く又利息も前より少く高むれば足れり。而して純粹の純金及不繁昌、不景氣の事業に投せし資本を以て公債に轉したる後も尙ほ戰爭等非常の事變續きて臨時の費用を要する時に至れば始めて經濟上に至大の影響を及ぼす。何となれば此の時に當りては止むことを得ずして景氣好く又發達の宜しき事業の資本を以て公債に向けしめざるべからざればなり。即ち相當に利益ある事業の資本を政府に吸收するか故に、利息も高からざるべからず、又從來農工商の事業に投せし資本を引上ぐるを以て勢ひ經濟社會に大變動を及ぼさるを得ざるなり。然るに世人往々誤解を爲すものあり。曰く、縦令如何なる源より公債の資金を出

すとするも國內に於て之を費消する時は毫も影響なしと。彼の征清の役に於て募りし軍事公債の如きは例れんとする事業よりも又有利の事業よりも共に之か募りに應せり。故に其の割合に國に不景氣を來すは經濟上より見たる相當の論なるに、世間某々の論者は國內に消費せしものに付ては經濟上に影響するとなく只外國に支拂ひの爲め流出せしだけ國の資本を減したるなりと。是れ一端を見て全局を見ざるの謬論なり。請ふ左に其の然る所以を辯せん。

公債募集に應ずる財源は悉く銀行なりと云ふも不可なし、富豪者其の募りに應ずると云ふも銀行の預金を以て之に充てたるものにして決して自己の手許にあるもののみを以て之に應ずるに非らず。又某々等が軍事公債に應せしと云ふも其の公債を擔保として日本銀行より金を借り之に應せしのみ焉と各自の所に埋藏せし金を以て之に應せんや、一に銀行に依頼せざるへからず。夫れ斯の如く公債の募りに應ずるものは皆銀行に依頼せしなり、尤も多少は手許にありし現金より應せしものもあるべしと雖も全轉より之を見れば所謂九牛の一毛のみ。故を以て銀行は直接間接に公債の募りに應ずるものと云はざるへからず。

然らば銀行は公債の募りに應せし高だけは資本を減せしか又經濟上如何なる影響あるやの疑問に對して聊か之か研究を試みんと欲す。

銀行にして若も公債の募集に應ずるなかりせば其資金を以て衣食に窮するの官吏又は返濟の見込なきものに向て貸出すか如きこと決して之れなく必ずや農工商等の利益ある事業に従事せんとするものに貸出し或は割引を爲して以て利益を得れども若しも銀行が公債の募りに應ずる時は其額だけは農工商の事業に貸出割引を爲す能はず。即ち銀行が一億圓の公債の募りに應せし時は其一億圓は貸出割引の業を收縮せざるへからず。又銀行の資本を仰きて事業を爲せしものは貸出割引を引締めらるゝと共に自己の事業も之に従て縮少せざるへからざるを以て經濟社會に影響を及ぼすと尠少ならざるは明瞭なり。然るに世間往々謬説を傳ふるものあり、是等々々の説に由れば銀行は一億圓の運轉資本を減したりとするも其の一億圓は政府に貸出し政府は之を國內に消費せり尤も軍事公債の場合の如きは外國に流出せしものあるへきも是れ等は極めて僅少なり。既に國內に之を費すなれば誰れかの手中に入りしならん即ち甲或は乙は資本の減少を

以て苦しむべきも丙或は丁は之を得るに依り國の上より見れば資本減少したりと云ふを得ず、故に毫も憂ふるに足らず云々。然れども此の説たる經濟の道理に背悖するの甚しきものなり。政府公債の賣金を國內に消費し他人之を有するとする時例へば政府の國內に費消せし金圓丙丁の手に入り、而して丙丁は之を貯蓄し若くは之を資本として事業を營むとするも國の資本減せずと云ふことを得ず。何となれば甲或は乙等か資本を銀行に仰て事業を起すとすも其の金は亦他人に轉々して決して何時までも事業者の金庫中に埋藏せらるゝものにあらず、即ち器械を購入せざるへからず職工に給料を拂はざるべからざる等、其の金は轉々流通するものなればなり。而して丙丁は平生ならば其得たる金錢は直に之を貯蓄するも政府か公債募集を爲すか如き非常の際に當ては之を貯蓄せずとのとなれば論者の説は興味あるべきも若し丙丁にして戦争等の時に貯蓄するの金あらば平時と雖も必ず貯蓄するなるべし、豈に戦時には之を貯蓄し平時は之を消費するの理あらんや。果して然らば甲乙の事業に投する資本は公債の爲めに減少せりと云はざるを得ず。従て又事業の發達阻害せられたりと悟らざるへから

ず。上來陳述するが如くなるを以て甲乙等の資本減するも丙丁以下のもの其の金を得るを以て經濟に影響を被ることなしとの道理は毫も價值なく、又成立せざるの論なり。即ち銀行か事業家に貸出割引を爲すの資を轉して公債の募りに應ぜし額は一國の資本減少したりと結論せざるを得ず。

又之を他の一方より觀察せんに、假りに日清戦争の時日本銀行に於て一億圓の貸出金を減したりとするも、他の銀行に預金平生より一億圓の増加ありて、其の銀行の貸出金増加せしならば敢て影響を及ぼさずと雖も彼の日清戦争の時の如き一方公債の募りに應ぜし高だけ他の銀行の預金多くなりしを聞かす。故を以て一方の失は一方の得とする論者の説は道理ありと信する能はず。勿論多人數のことなれば中には平生さほどの資産なきもの俄に富豪となりしものあるべしと雖も、一方を顧れば同時に亦富者にして太く産を傾けしものあらん。故に是等を以て議論の根柢とするは抑も誤りなり、某々の用途か莫大の利潤を得たりとなすも之を以て國家の資本を恢復したりと云ふは未だしなり。何となれば他方に戦争の爲め不景氣不繁昌を啣つもの遙かに多々あればなり。即ち戦争の機に乗して

金儲けをするものあるべきも亦之か爲めに商業の不振の嘆を發するもの甚た多きを以て一二の某々か金儲を爲せしを見て國の資本を恢復せりと思ふか如きは皮想の見も亦太しと云ふべし。

之を要するに前には銀行にて百圓借りしもの政府公債募集の舉ありて金融逼迫する時は七十圓五十圓以上を借る能はずとすれば其の三十圓なり五十圓なりは資本減少し従て又事業減少したるなり。故を以て資本は常に轉帳流通するか故に公債募集は毫も一國の資本に増減なく經濟上に影響なしとの論は不通にして且つ淺薄なる誤説たるを免れず。元んや公債募集の第三期即ち既に遊金及不景氣の事業に注きたりし資本の公債と化したる曉きに更に尙ほ之を募る時は著しく一國の資本を減するものなり。日清の役の如き未だ甚た多くの公債を募集せざりしを以て經濟上の變動激烈ならざりしと雖も若し更に戦争永續し二億三億の公債を募らんとするときは利息は益、昂高し資本は益、減少し國民の負擔は益、重からざるを得ざるも事此に至らずして其の局を結ひしは大幸なりと云ふべし。再び内國債と外國債の利害に附いて考究せんに抑も内國債は少額にても經濟上

に影響を興ふる大なる者なれば戦争の當時に公債募集の要ある時は外債に由るべし若し之を爲す能はずんば止むを得ず先づ内國債を起し戦後直に外國債に引替ゆると殆んど原則なり。埃及チユニスの如き責任を知らざる且氣力なき國に於ては外國債は往々危険なるも普通の國にては借金を償却せしして一國の獨立を失ふか如き不名譽の舉動は決してなさざる也。然るに右の二國を例として外國債を購するは自國の信用如何を顧みざる誠に憐むべきの論なり。現に大戦争の時に際し外國債に據りたる實例を示さんか、ナポレオン戦争亞米利加戦争普佛戦争の如き是なり。而して又米佛等は貨幣制度均しきを以て單に公債として發行すれば自由に諸國を轉々して名は内國債と雖も外人の所有する者少からず。我國の如き銀貨國にして外國債を募集せんとせば金貨公債を特に發行せざるべからざるが故に人の耳目に觸れ易く左も仰々しきも若し我國にして金貨國ならんか今日の軍事公債は或は外人の手に入りしもの蓋し少からざるべし。之れ外國人より日本に向て金を供給する所の即ち自然の方則行はるべければなり。

第四章 公債を募集すへき場合

公債は如何なる場合に募集すべきものなるやを論せんに公債は若し募らざして済むものなれば之れに越したることなしと雖も、止むを得ざることありて之を募らんとするにも亦深く慮らざるべからず。其の之を募集すべき場合は先づ第一に不足會計法の時、第二遠大の工事の時、第三非常の事變の時とす。

第一、不足會計法の時 不足會計法とは極めて正直に歳出歳入の豫算を編製するものにして毫も掛け直なく歳入五千万歳出五千万ありと思ふ時は豫算を五千万圓と立つ故に年度末に至りて往々不足の生ずるとあり、之を不足會計法と稱す。之に對して又猶豫會計法と稱するものあり、此の法は歳出は之を多く豫定し歳入は少く之を豫算するものにして例へば歳出凡そ五千万圓なれば之を六千萬圓とし、歳入五千万圓あるの見込なれば之を四千万圓とするか如し。此の如くする時は年度末に至り必ず剩餘金を生ず、故に之を稱して猶豫會計法と云ふ。此の兩者の内吾人の採用すべきは勿論不足會計法なりとす。我邦にては從來猶豫會計法の制を取り年度末には必らず幾分の剩餘金ありしか之を剩餘金とせずして巧に種々の方法を廻し消費し了はれり。何となれば若しも之を剩餘金として正直に

豫算せんとすれば其の額を縮小して非常のことあらざるより其の剩餘の額は少く減額せざるべからざればなり。此の如くなるを以て我國にては從來豫算を決定の差異甚しからず能く相符合せしなり。明治十七年の財政改革の時既に於て不足を豫せしとあるのみ。普通人の眼を以てすれば豫算と決算と過不及なき時は最正なるが如しと雖も之れ決して然らざるなり。元來豫算と決算とは人為的の制度化を爲すにあらざるよりは決して相調和し相投合するものに非ず。歳入なるもの豫め期すべからず、況んや歳出をや、焉ぞ地租酒税煙草税等の諸税は大凡の定額はありも歳初より豫算通りに必ず收入ありと保證するを得んや。故に其の間に過不及の生ずるは必然のとして豫算と決算と相投合するを以て財政家の技術あるか如く思惟するは誤れりと云ふべし。此に於てか猶豫會計法の不可にして不足會計法のみ可なると従つて豫算に不足ありとて安りに財政家を管むべきにあらざるを知るべし。現時諸國の多くは此の不足會計法を採れり、此の不足會計法に於ては其の不足を生したる時は公債を募集して歳出を補へり。尤も豫算より不足あること瞭然たらば歳出を多く見積る亦不可なきなり。

不足を計議の料とする所は、課税の要なきと財政家をして支出に儉約ならしめ、又財政家を、議會に提出せしむるか故に會計は精密にして遺漏なきに至る等の長所あるなり。

第二、遠大の工事を興す時、既に總論に於ても一言せしが如く個人に委し能はざる遠大の事業は政府之が任に當りてなさるべからず。即ち土木工事の如き大事業は、竣功の早きを尙ぶものなり。租税を徴收して徐々之を爲さんか工事の永續するに伴ひて種々の損害を重ねざるを得ず、况んや一時に巨額の租税の増加を爲すは民力の許さざる事情あるに於てをや。之れ公債を募集して迅速に工事を竣功せしめ、而して之か償却は租税に由りて徐ろに済さざるべからず。東京市區改正事業の如き東京及大坂、神戶、港事業の如き此例なり。

第三、非常事業の時、即ち洪水、鼠疫等の場合には或は豫備金を以て之に充つるとあるへきも其の事案にして大なれば公債を募りて之に充てざるべからず、殊に戦争及財政上の緊要の場合等は最も其の募集の必要あるものなり。戦争等の場合は、公債を募集するは、莫して是等非常期。或はクラウットストロム氏等一派の如

く租税主義を唱ふるものあり、或は無邊限の増徴の如く平生準備金を備へて公債又は租税に由らざるものあり、或は公債を募集すべしと説くものあり。以下順次に之を叙せん。

第一節 租税主義

此に所謂租税主義は、安りに一時に巨額の租税を徴收すべしと云ふにあらざ、豫め財政上の方針を此に定むべしと云ふに在り。換言すれば平生所得税を軽く取り、戦時には税率を高めて之を徴收するの謂なり。惟ふに酒、煙草等の税を増して収入を増加せんと欲するは甚だ難事なり。何となれば是等の税たる或は税率を低くして却て収入の増加することあり、或は税を高めて収入の増すこともあれば又減することもありと雖も、所得税は之に反して其の基本一定するか故に税率を高むれば従て収入の増加を來すは明かなればなり。之れ物品税に比して所謂税の適當なりと云ふ所以なり。然りと雖も所得税は平生に於て税率を高からしむるは弊害の多きものなり、官吏或は一定の給料を受くるもの若しくは記名公債株式は所有者の如きは一見直に其の所得を知るを得れども、營業上の所得は調査す

此の主義は一種の主義を稱す。蓋し國境の多數は之を唱道し、且つ實行せしに由るなるべし、即ち此の主義は平生軍費を備へ一朝事あるも租税及公債に頼らざるにあり。此の法は古昔何れの國も止むを得ざるの財政策として設けたり。我徳川幕府の如き金法馬なるものあり、此の法馬は一金の塊にして權衡に用、一代には必ず一國を後代に遺すの制なりしか、政權奉還の少し前には止むを得ず、之を賣却せりと務も平時は賣却すべからざることを之に彫刻しありたり。又秀吉時代にも軍用金貯蓄の法備はれり。家康の大坂城攻撃は軍用金の充實せるを待つて師を起せりと云ひ、又西郷隆盛は幕府金庫の空乏を察して兵を擧げしと傳ふ。現今此の法を採用するの國は世間中唯一の獨逸あるのみ。

一八七六年の調査に由れば普魯西は一億一千六百万弗の準備金ありて内三十六百万弗は正貨にして千六百万弗は外國債六千万弗は鐵道株券なりし。公債株券は準備となし、量くも利足を生ずれども正貨は利足を生ぜざるを以て準備金の總てを正貨となすは不經濟千万なるが故に其の變分は證券類に爲し、非常の時之れを賣却して通貨の代ゆべきなり。而して準備の方法に由りて亦其の趣を異

第一節 軍用準備主義

此の主義は一種の主義を稱す。蓋し國境の多數は之を唱道し、且つ實行せしに由るなるべし、即ち此の主義は平生軍費を備へ一朝事あるも租税及公債に頼らざるにあり。此の法は古昔何れの國も止むを得ざるの財政策として設けたり。我徳川幕府の如き金法馬なるものあり、此の法馬は一金の塊にして權衡に用、一代には必ず一國を後代に遺すの制なりしか、政權奉還の少し前には止むを得ず、之を賣却せりと務も平時は賣却すべからざることを之に彫刻しありたり。又秀吉時代にも軍用金貯蓄の法備はれり。家康の大坂城攻撃は軍用金の充實せるを待つて師を起せりと云ひ、又西郷隆盛は幕府金庫の空乏を察して兵を擧げしと傳ふ。現今此の法を採用するの國は世間中唯一の獨逸あるのみ。

一八七六年の調査に由れば普魯西は一億一千六百万弗の準備金ありて内三十六百万弗は正貨にして千六百万弗は外國債六千万弗は鐵道株券なりし。公債株券は準備となし、量くも利足を生ずれども正貨は利足を生ぜざるを以て準備金の總てを正貨となすは不經濟千万なるが故に其の變分は證券類に爲し、非常の時之れを賣却して通貨の代ゆべきなり。而して準備の方法に由りて亦其の趣を異

中より其の多量なる準備より資金を運出し、場合と一に租税を以て之に充つる場
合と其の多くを賃に充てず、或は全く證券類に充てず、或は一部は正貨を以て一部は
證券類に充てず、或は賃に付て結果を具にす。軍用準備を置かんが爲に年々租税を徴収
し之を積み重つるは弊害の最も多きものなり、即ち一國の負擔を増加し、國の純益
を減し、間接には經濟の發達に影響を及ぼせばなり。之を證券類にて充す時は利
息及び利益の配當額だけは租税の徴収を減することを得て利益ありと雖も之を
非常の際に賣却するに當りては亦經濟上に影響を及ぼすや必せり。軍用準備を
置くも公債の弊を救ふ能はず且つ又證券類賣却後租税の情況如何を顧みるに併
兼は證券類ありしが故に之れより収入ありしかども之を賣却する時は其の散入
なく爲に財政上に不足を生ず。而して之を補足せんには幾ひ租税に由らざるべ
からず、是れ殆も公債を募集し後に元利を償却するに如し。故に一國の資本を減
するの點より見れば公債を募集するも準備せる證券類を賣却するも別異なる
所なく、只利息を補ふに前後あるのみ。論者或は云はん、非常の際に之を外國に賣
却は如何ぞ。然るに其の買入せし公債も之を外國に運ぶは如何ぞ。夫れ斯の如く公

債を募集するも準備證券を備ふるも其の間に優劣あるにあらざれば平生之を
置かずして非常の際に公債を募集するに如かざるなり。論者又曰く、正貨を準備
せし非常の際之を使用せば可なり、是れ一國の資本を減せず、又租税徴収の要なきに
あらずや。之れ亦誤れり前に述べしが如く正貨を準備として庫底に埋藏すれ
ば利息を損するは勿論、平生國民に重荷を擔はしむ、加之ならず軍用準備の組織上
一旦之を使用するるとき更に及之を積み立てざるべからずして、恰も證券類を賣却
して後ち經常收入に不足を生し、之を補ふ爲に租税を徴収するが如く再び準備を
置かんが爲め亦租税を徴収せざるべからず。要するに正貨を積むは其の苦前
も亦後にもありと雖も公債を募集は其苦只後にあるのみ。更に進で軍用準備の
弊を舉んに國民も政府も平常準備あるが爲めに安堵すべからざるに安心し、軍人
は常に武勳を奏せんとするの念勃々たるが故に動もすれば不急の戦争を起すの
弊あり。然るに某論者曰く、戦争に金を要するは殆んど無限なるを以て止むを得
ざるにあらざるよりは難れか、遂に兵を動かすべけんやと、之れ實際に迂き論な
り。已に一國事情を構ふるや、實に後ち止むの決心を生ずるは普通國民の常

情なり、若し戦に着手するの基礎備はらむか之に着手するや明なるべし。即ち國庫に準備金充満せる時に際し戦非戦の兩論起らんか、縱令將來は勝を賭むの憂れあるも、一時は主戦論者勝を制し勢ひ無用の事端を惹起して開戦するに至るべし。要するに軍用準備は政府をして不急の戦を爲さしめ、公債或は租税に由るの方法に比して弊害多きを以て現今にては之れが備へを爲すの國殆んど之れあるなし。尤も非常の際に公債を募集する能はず、又租税を徴收する能はざる國情なる時は格別なりと雖も、今や各國其の憂なきを以て軍用準備を置くの要なきなり。然れども外國より債金を取りし時、之が爲めに要せし一切の費用を控除し尙餘裕あらは之を積み立て置くことを得べく、之を以て公債を買ふことも得べく、又之を外國の銀行に預け入るゝことも得べし。獨逸は曾て佛國より債金を得し時に之を英銀行に預け入れしことあり。此の如くする時は前段陳述せし所に比すれば弊害少し。即ち外國より取りし金銭を外國に貸付け非常の場合に之を取立つるとするは金を得るに當り租税に頼りしにもあらず、又公債其の他の證券類を賣りて準備金にしにもあらず、故に此の如きの軍用準備金は都合宜しきものなれど

も、債金此の戦も當議者及軍人等は不急の戦争を爲すの弊あるは免るべからざるなり。戦の爲めに得たる債金なればとて軍に戦の用に供すべしとの理あるなし。他に國家事業上使用するの途多々あるなり。而して非常の事起らば公債を募集すれば可なり、重き軍用準備を置くの用あらむや。

第三節 公債主義

余が上來陳述する所を見れば公債募集の利益あること略ぼ察知し得へきも、更に之を詳に説かんに、公債は非常の場合に直に多額の金銭を集むることを得るの利あると共に租税と異なり人民直接に重き負擔を感せざるの益あり。英國の如き富國は租税を徴收するも國民著しく負擔の苦痛を感ぜざるか、故に公債を募集すること取て不可なしと雖も、否らざる國に於ては非常の事變ある時租税を徴收するは國民の苦痛太甚しきを以て一時公債に依頼して之を支辨し、漸次租税を徴收して其の元利を永久の間に償却するの方策を採らざるべからず。若し能ふべくんば事變中と雖も租税に由るを可とすれども、能はずんば一時公債に由りて多額の金を募集し、事變後遂に租税に由りて之を償還するの優れるに若かざるなり。

公債は償還すべきものなるや否やに付て之を償還するに及はずと説くものあり
 又公債は國家の一大事に費消せしものなれば其の當代の人民悉く之を支拂はざ
 るも可なり宜しく之れに由りて利益を享受する後世の子々孫々にも之か負擔を
 なさしむべしと論ずるものありと雖も之れ等は皆誤解たるを免れず。余は之れ
 に對する駁論は平時公債證書處分法を論ずる時に詳論せんと欲すれば此に之を
 略す。要するに余は公債主義を以て優る所あるものにして吾人の採るべき財政
 策の隨一なりと信ず。

第五章 埃及國及チユニス

是より公債の爲め埃及國及チユニス國が獨立の實を失ひし顛末を左に叙すべし。
 埃及國 此の國は一八四一年一八六六年一八七三年の各國條約に由りて表面漸
 く獨立の形面を持すと雖も遂には又た歐洲各國の爲に干渉せらるゝに至る一八
 八二年六月一日の調査に依れば埃及國公債の額は一億〇九百〇一万六千六百五
 十磅にして人口一人に付き十九磅十五志に當り其利息として負擔すべき額は一
 八七十八年十月十萬磅なり。一八七八年には歳入の五分の三は公債の元利償還の

爲に費されたる内八千磅は一八六三年以後時の皇帝イスマルパシヤに由りて
 募集せられたるものなり。一八七六年英國人ゲーブなるもの埃及の財政を調査
 し本國政府に報告せし書を見るに實に驚くべきことのみなり。ゲーブの言に曰
 く「埃及國の財政素亂は二の性質の異なりたる原因の結合にあり。即ち一は東洋
 流の無學なること、徒費なること、費澤なること、の爲めにして一は急激に西洋流の
 文明と輸入せんと試みたる爲めなり」と。一方に於ては巨額の金員を不生産的の
 事業に費したるの遺は國王の宮殿美麗壯麗なるも國王の奢侈とにあり他の一方
 に於ては生産的の事業に消費せるも其方法宜しきを失し爲に無益に巨額の金員
 を費消せり其の遺は鐵道器械道具等を買ひ入れしも充分之を利用するを知らず
 鐵道等は路傍に銷を生して横はれり然り而して埃及國に金を貸せしもの即ち公
 債の所有者は國王以外に頼むものなかりせば斯く莫大の公債の募集に應ずるも
 のなかりしに之れに應じたるは他に深く慮る所ありてなるべし。是れ等公債の
 所有者は皆な英佛獨人にてありければ政府は自國人民の利益を保護するを名と
 し埃及國の内政に干渉するに至れり。其の内政に干渉するの始めは英政府は埃

及國王の請求に應じ、特別委員を選定し、埃及國の財政を調査せしめたるにあり。
 一八七六年五月には、クローブ委員となりて、前段述べたる如きの報告を爲し、後三ヶ月を経て、英人は更にゴッシエンを選び、公債所有者の代表者として、埃及國に渡らしめ、佛人はデューベルを選び、ゴッシエンと共に、埃及國に談判せしめ、此に於て、將來は相違なく、公債の元利を支拂ふへしとの保證を取るを得たり。即ち一八七七年公債の整理に着手し、從來無抵當の者は悉く、抵當付公債と爲し、某々の公債には、某々の鐵道、某々の公債には、某々の山林、或は鑛山等を擔保とせり。而して、其抵當財産は何れも、英佛人の管理する處となる。例へば一八六〇年一八六八年一八七三年の公債には、鐵道を抵當とし、其の管理は、英二人、佛一人、埃及二人より成り立つ所の委員の直轄となれり、此の他の公債皆此の如し。一八七八年イスマルベシヤ應命となり、同年八月、皇太子チユーリア、マク位を嗣ぐ、此の時に當り、埃及政治の實權は、英佛の掌中に全く歸せり、之れを實例に徵さん、に英佛二國より二人の検査又は監督委員を置くの勅令を發せり、今其の勅令の大要を左に記さん。

第一條 検査總監は國債の事務は勿論。其の他百般の事務に對し、穿鑿を爲すの權利を充分に有す。

各省の大臣及其の他上下總ての官吏は、若し検査總監又は其の代理人が必然と認めたる所の書類を呈示するの義務あり。

大藏大臣は、支出收入表を毎通検査總監に差出すの義務あり。其他の各省亦毎月支出收入表を差出さるべからず。

第二條 検査總監は英佛の政府にあらざれば、其の官職を免ずることを得ず。

第三條 英佛政府は、當分検査總監をして、埃及の内政に直接に干渉せしめざるべし、只穿鑿監督の權あるに止まるものとす。

第四條 検査總監は大臣相當の位を有し、内閣大臣會議に出席し、意見を陳述するの權を有す。但し投票の權なし。

第五條 検査總監は必要と認むる時は、公債管理委員と連結して必要と認むる政策を施すことを得、管理委員は公債の管理する委員を云ふ。

第六條 検査總監が必要と認めたる場合、若くは毎年少くとも一回國王并に其

領事の請大臣に政治上野政の問題に對し報告書を作るべし。

第七條 検査總監は各省の官吏中自己の爲に補助を爲さしむるを得るも無用と認むる時は其の官吏を免職せしむるの權利を有す。

検査總監は豫算編製の義務あり、從て各省大臣は俸給其の他收入支出の月表を製して検査總監に提出さしむるべからず。

右の七ヶ條より成る勅令を見れば埃及の内政は英佛人の手に歸せしこと明からん。此の勅令の下に初めて検査總監に選ばれたるは英人パーリング、佛人ブリュニールとす。是等總監が本國に報告せし要に曰く「埃及國は身代限りにして到底義務を果し得ず」云々と此に於て英國政府は万国債還公債の償還委員會を設け、此の問題は單に英佛に限らず歐洲全轉の問題となせり。

斯くして外人が埃及國の主要なる財源を自由に掌握するの結果延いて一般政治上に専横するに至る例へは埃及の收入は若干なるが故に某省の經費は之を籌して若干とせし、某省と某省とは之を合併せしむべし、而して其の剩餘金の生ずるものは財政廳に歸納せしむべしと云ふが如し。財政に専横するは即ち

總ての行政に専横するなり、故に埃及の政治の實權は外人の手に落ちたるや明なり。事應此の如きを以て國民中氣骨あるものは之を憤慨し外人の生命財産に危害を加ふるの舉動を爲すもの少なからず、是れ勢ひの止むべからざるなり、現にアラビヤパシヤは外國の委員を殺し、現政府を乗取り獨立の政治を行はんとて叛旗を翻へしたりしかば各國の委員は身財財産の保護の爲に本國に軍隊の派遣を請求せり。既に軍隊を派して之を保護し武力的の干渉をなすこととなりたれば又一方委員は政治上に權力を振ひつゝあるを以て文武共に外國の干渉を受くるに至り獨立の實殆んど之れあるなし。現に埃及國には英國の軍隊常に駐屯せり、チユニス國 此の國も亦名義上の獨立にして實は佛國政府の横領する處たり、公債所有者の權力の強大なる埃及に比して寧ろ甚しと云ふべし。チユニス政府公債を募るや之か應募者は多く佛國人なり、然るに期限に至り償還せざるより必く公債を抵當に附し而して其の抵當物は佛人の監督すると埃及に於けると同じ此國も亦埃及の如く外人に危害を加へんとするものありしかば佛國常に兵士屯在し文武共に佛人の干渉する所となる。此に吾人の奇怪に感ずるは抵當財産

を管理する委員なり、此の委員は一名は佛人六名は他の外國人より成る七人の委員なるも、是れ等委員の選出は各國政府の爲すべき等なるに各國の公債所有者の選む所なるは一層奇異の感深からずんばあらず。而して是れ等の委員が前述の如く政治に干渉するに至りては暴も亦甚しと謂ふべし。

第六章 公債の種類

公債は性質に由り又は期限に従ひて諸種に區別することを得べしと雖も、余は之を大別して強迫公債、愛國公債及商賣公債の三種となすべし。
一、強迫公債 強迫公債とは戦争其他不時に多額の費用を要する際に政府が富者に命じて若干の金を出すべしと云ひ、而して無利足又は政府の意の儘なる利足を附するものなり。此の法は最早現今は行はるゝものにあらずるも往時は各國共に皆盛に之を行ひたり。我邦に於ても幕府時代に於ける軍用金御用金等は亦た此の強迫公債の一種なり。然れども自由思想の各人の腦中に存在せる今日御用金軍用金等を強て出さしむること能はずと雖も今日尙ほ且つ之に類するものあり、即ち不換紙幣の發行是なり。兌換紙幣も國家危急の場合に之を不換紙幣から

しむる時は亦所謂強迫公債に均し。不換紙幣と雖も永久其の儘になし置かず成るべく早く償却すべきものなりとは文明國の輿論なれども兌換券の如く何時にても要求次年引換へを爲すものとは異り政府の都合好き時に引換ゆるもの、即ち引換の時期確定せざるものなり。不換紙幣の性質右の如くなるを知る時は、之を以て無利足の公債證書なりとは何人も首肯する所なるべし、然らば何故に強迫的なるか曰、不換紙幣の發行は政府の負債なれども其負債たるや合意的にあらざして強迫的なり、何となれば公債は好まざれば募りに應ぜざるも可なりと雖も、不換紙幣に至ては法律上の通貨なるを以て各人は之れが授受を拒否する能はざればなり。抑も不換紙幣の發行を今日尙ほ行ふは租税を徴收すること能はず、又外國債を募集せんと欲するも之か募りに應ずるものなく、内國債を起せば經濟社會を擾亂するの恐ありて止むを得ざる場合に於てするものなり。
不換紙幣を既に發行したる時は爾後之を如何に處分すべきか之れが研究をなすの要あり。之を處するの法は只償還の一途あるのみなれども扱て其の之を償還するには如何なる方法を探るべきか。即ち平價を以て償却すべきか割引を以て

債権すも其がを究めざるべからず。請ふ左に之を論せん。

平價の償却 平價を以て不換紙幣を償却するとするも其の不換紙幣と他の通貨とを交換するに際し従来の金貨貨幣を以てすべきか、又は新に輕量の貨幣を造りて交換すべきかの論あり。金銀貨の價格の高低如何に拘らず一圓の不換紙幣と一圓の金銀貨と交換するは平價の交換即ち償却なり。而して此の平價交換にも二あること上述の如し、則ち一は從來社會に流通し來りし正貨と引換ゆるものにして一は紙幣下落の爲めに其の下落せし丈け金貨貨幣の量を減し法貨となし一圓と一圓とを交換すること恰も銀貨制度を廢して金貨制度になす場合に於けるか如し。今此の兩論の得失を究めん、若も物價騰貴し總ての契約は下落したる紙幣を以て取結はれたる時には輕量の貨幣即ち法貨を以て之に引換ゆるを適當とす、政府の負債即ち公債は其の期限二十年三十年の永きに渉るものありと雖も普通民間の貸借は短きは一ヶ月以内にして永きも一ヶ年を起ゆるは稀なれば五年六年間で不換紙幣を發行せし時は其の間に於て取結ひたる貸借契約は通貨下落の時に於ては其の永きを以て新なる場合に於て輕量の貨幣を以て引換へるを爲すは益

し無當なり。何と云はれば輕量の貨幣を要取ひしものは紙幣を受取りしと同様なればなり。例へば一圓なら一圓を返すだけの力ありしものが一圓の紙幣を以て銀行に至り之と交換して支拂を爲すも輕量貨幣を以てする時は從來と異なるなく又購買力も紙幣の時と異なるなきを以て損益其の間に生ずることなし、故を以て輕量貨幣と不換紙幣と交換するに於ては購買力に於て前と同じく又貸借の時も損益なく結局社會に損害を生ずることなし、之に反し在來の輕量ならざる貨幣を以て引換ゆることとなれば社會に損益を來すと甚しく從て不公平を生ず。更らに之れを詳にせん、紙幣と正貨と交換の爲に從來の重き即ち眞の貨幣を渡せば物價の下落は免るべからず、之れ通貨の價高ければなり。物價下落すれば多數の商品を有して商業を營むものは其の賣上金を以て負債を償却せんとするも大なる困難を感ず、何となれば從來一圓の價格ありし物品も物價下落の爲め八十錢となりしを以て一圓の負債を償はんと欲せば前には品物を八割賣れば可なりしもの今や十二割を賣るにあらざれば一圓の金を得られざる道理なるが故に、十萬圓の財産ありしものも八萬圓の財産となりしと均しきを以てなり。不換紙幣を増

同量の貨幣を以て交換する時は物價下落して又々國民を困難の地位に陥らしむるの弊害あるものなれば不換紙幣の發行は輕忽に之を行ふへからざるなり故に止むを得ずして之を發行せしときは償却の際に當り輕量の貨幣を以て交換すべし。然る時は物價は下落せず又輕量貨幣は貨幣の價安きに因り物品安くなることなく極めて公平の方法と云ふべきなり。我邦に於て曾て明治十七年頃盛に不換紙幣を償却せし時に從來の正貨と同量の貨幣を以て交換せしを以て物價は下落し大に困苦を嘗めたり。明治十三四年頃は盛に不換紙幣を發行せし爲め物價非常に騰貴し國民を苦しめに今又物價非常に下落の爲め國民を苦しめ國民は前後二回の苦しみの爲め大に疲弊したりき。斯の如く國民を苦しめしと雖も當時は未だ世人經濟思想に乏しかりしかば格別之に付て頓着せず從て之を非難するものもなく其の由來する所を知らずして唯々困苦に沈淪せしを嘲つのみなりしは亦已むを得ざるなり。然りと雖も彼等をして若し今日にあらしめば辯難攻撃百も亦足らざるの思あるなるべきに當時經濟思想の發達せざる不換紙幣を盛

は償却するや大藏大臣に向て頭書表を送るものなり大臣亦之を受けて意氣揚々たりしか如きは以て其の一斑を推知するに足る。

不換紙幣は如何なる時期に於て償却すべきものなるかを研究するの要あるも之れ既に貨幣論に於て講究せし所なれば此に詳説せず只其の概要を左に一言せん之が償却は戦後直になすべきものなるが又は漸次になすべきものなるが或は全く之れが償却をせずして可なるものなるかを究むるの要あり。全く之を償却せずして可なりとの論は貨幣充溢すれば弊害を生ず尤も此に所謂充溢すとは比較的の語にして絶對的のものにあらず即ち社會商工業の發達する時は其の發達せざる時に比し貨幣増加するも未だ以て充溢と云ふを得ず。是れ商工業と貨幣との權衡を云ふものにして其の權衡を失せざれば充溢と云ふへからず恰も此に一物あり余は之を以て重しと爲すも力士は之を輕しとするか如し物の輕重は其の之を動かす人に由りて異なるが如く貨幣の多寡も亦商工業の振不振に由りて異なるものなり。故に戦争後に於て貨幣の充溢することあるも兩三年にして商工業の發達あれば既に貨幣の充溢することなく却て欠乏を感ずるに至るべし。而し

此の論たるや親の衣服を子が着、又は親の帽子を子が冠むると均し。今子の頭小なるも漸次大となりて適するに至るべく、又衣服の量潤なるも成長すれば能く適するか又は却て短褸の感あるに至るべし、故に急に衣服を狭少にし帽子を縮めざるも可なり、只々其の子の成長を待つべしと云ふと均し、然りと雖も、不換紙幣の場合と子供の場合同様とは大に趣を殊にす。子供は自然に成長するを以て或は親の衣服適するの期あるべきも不換紙幣濫發の時は社會は發達するの見込なくして一方に多々益々之を發行せらるへからざる性質のものなれば自然に權衡を得へしとは少しく了解に苦しむの說なり、到底不換紙幣の發行ある間は社會の發達は得て留むへからざるなり。不換紙幣は社會に害あつて益なきものなれば一刻も速に之を償却せざるへからず之を自然の整理に任せんとするが如きは余の斷して取らざる所なり。

漸次に償却すべしとの論は戰爭後は國力疲弊せるを以て紙幣償却を一時に行ふ爲めは勢ひ紙幣を濫發せざるべからず、若も之れを濫發せば元金及利足を擔はるへからざるを以て國民の負擔増加す、况んや外債は埃及チユニス等の憂あるに於てをや。又租税を多く徵收せんと欲するも國力疲弊の時は之を徵收すること又容易の業にあらず、故に國力の恢復するを待ちて徐ろに之を償却を爲すべしと論するものあれども、前にも陳へし如く外債の爲め國家を危くするか如きは文明國否殆んど普通の國としてはあり得へからざることなり。其の他此の論の當否を知らんと欲せば附ふ幸に一省せよ蓋し易々たるの業のみ。又論者中には一時に紙幣を償却すれば物價下落するを憂ふるものあり、即ち物價下落の時は國力疲弊し經濟社會を擾亂するを憂て國力の恢復するを待ち漸次に償却すべしと説けども亦贊成するを得ざるなり。

之に對して紙幣を償却すべしとの論は戰爭後直に償却すべしとの論にして外債募集を可とするものなり。成る程外債の爲めには漸次元金及利足を支拂ふの義務を生ずと雖も之を經濟社會を擾亂するの害に比すれば微々たるものにして殆んど齒牙に掛くるに足らず、不換紙幣を償却するに際し輕量の貨幣を以て交換する時は物價の變動を豫防し、從て物價の下落することなし。是れ戦後は諸種の取

引増し居るを以てなり。戦争中は一國の取引は幾合平和的の取引は鬱鬱なるも戦争事業の爲に取引發達し居るか故に即ち紙幣多くとも商業取引盛なるを以て戦争中は物價の騰貴すること少し而して戦後は物價騰貴するものなれば戦争止み時に平和に復るとする瞬間に於て紙幣の償却を行ふは最も其の好時期なり。即ち平和事業に移るの際には貨幣充溢するものなれば其の時に來らんとする時は之を償却すれば物價未だ騰貴せざるに先ちて之を防止するを得且物價の下落をも防ぐことを得へし。昔て我國に於ても鹿兒島戦争終局するや直に不換紙幣を償却すへしとの論者と漸次に之を行ふへしとの論者朝野の間にありしも遂に漸次論者勝を制するに至る、何故に直に償却すへしとの論敗れしか之を直に之を償却せんには勢ひ外債に頼らるべからず外債は埃及の覆るあり其の難と踏むべからずとの憂慮と、外國より負債するは如何にも不見識千万なりとの觀念より出でたるものなるべし。學理上より見る時は此方策を採用せしは失學と云はざるを得ず。

割引の償却 割引の償却とは紙幣と正貨と比し紙幣の價正貨八十錢に相當するを以てなり。而して此の割引の法は不適當なり、何となれば自分は一國の紙幣を所有すれば之を以て一國の義務を果すとを得るも、政府に之を引換へと請へば八十錢を渡さるものみなれば自己の財産を減するの道理となるを以てなり。尤も金銀の價よりすれば八十錢なるも従前とは購買力に於ては差異なきが故に別に損益する所なしと雖も、貨幣上よりは甚しき差を生ず何となれば一國借りしもの紙幣を以てすれば一國にて請むる割引即ち交換したる貨幣を以てする時は二十錢餘分に換はるれば義務を果すこと能はるに至る、是れ割引の償却を不可とする所以なり。

二、愛國公債 此の公債にして行はるゝあらんか誠にも都合好し。何となれば利定の如きも全く附せらるるか或は之を附するにせざるも極めて低利を以て之を募ることを得るを以てなり。故を以て之に依て臨時緊急の費用を募ることを得ば誠にも國家の慶事なりと雖も、突然に於ては到底多額の金圓を集むる能はず。彼の軍事公債の如き度想の是を以てする時は愛國公債の如く見ゆるを以て當時の新聞雜誌

此の如き、或は國債のものを稱揚して愛國心の送發する所なりなど、類も此稱揚
 心の熱烈なる所なりと謂ふを得ず。然らば如何なる利益を豫想して國民之に
 應じたるかを辨ぬるに戰爭局を結ぶ時は公債の價格騰貴するは明白なるなり、即
 ち例へば戰爭中に於て九十五圓のものは平時百圓の上に出つるは味然たれば戰
 争中に於て之か募りに應じ戰爭後之を賣却せんとするの利益心より募集に應せしむ
 のなれば應募者も以て直に愛國心の然らしむる所なりと云ふは當を得たる説と
 云ふ能はず。何となれば戰爭中九十五圓にて之か募りに應じ戰後之を百圓に賣
 却すれば其の差額五圓は既に利益金以外の利益なり、富者は巨額の募りに應じた
 るものなれば其の利益せしことも亦從て莫大なり、之を如何ぞ愛國心の致す所と
 云ふを得んや。尤も地方にあるものは知事郡長或は其の他關係のある銀行より
 の勸誘を受け儲蓄なきも嫌なく之に應せし其の愛國者あるべしと雖も斯の如き
 少額にて僅少にして其の大部分は富豪等が利益心よりして募りに應じたるもの
 なればはるるの

貸付商人が誤解せし事實は素富商等は常に金銀を空しく匣底に貯蔵するもの
 にあらず故に之か募りに應せんとする時は各銀行より預け金を引出し、而して各
 銀行も亦預金の取付けに遇へば又日本銀行より借入金となさるへからず七分
 八分の高き利足を拂ふて借入金を爲し五分の軍事公債に應ずるものは一見愛國
 心より出でたるものゝ如しと雖も此の利達の損たる只一時のことにして決して
 永久の損害にあらず、日本銀行は各銀行より借用を申込むと切なれば勢ひ税付き
 の兌換券を發行せざる可らず、税付兌換券は五分の税を拂ふを以て七分以上の利
 足を徴するにあらざれば貸出さるなり、若し七分八分の利足を拂ふなれば何時
 たゞも貸出すべければ是非軍事公債の募りに應せよと各銀行其の他素富商等
 に勸誘せり、此の勸めに従ひて軍事公債の募りに應せしものは二分三分の利足を
 損するも尚ほ之に應せし所以は戰爭の時九十五圓のものは戰後直に百圓以上と
 なるを豫期しての事なれば未だ之を以て愛國心に出でしものと云ふへからず。
 又債金の支那より入り来るや金利下落し従て公債の價格は騰貴するものなれば
 一時利達の爲め三三兩の損あるも想ふにして其の損失を恢復するを得べしと

の集積よりして有利を拂ふべき借入金も爲して其が足らぬ時は、若し之を以て精神の損失を認めしめんか日本は如何に愛國心を奮むも其儘空しく公債募集は難しき思ひも寄らざる所なる。故に愛國心に由りてのみ公債を募集するを得れば國家の爲め上乗なるも斯の如きは到底持たざるべきものにあらずなり。**三、對外的公債** 對外的公債は前記に比して遙に優るものにして臨時に巨額の金を集むるに勝強の方法なり。夫は各利益を得んと欲するものなり、利益の爲めには其利益を遂げざるものあり、故に此の利己心を利用して相當の報酬を與へんか國民は尙ほ其にても出金すべし、即ち五分なり六分なり乃至は七八分なり何れにても相當の恩惠の利益を得べし、金銀の集り来ること水の車きに就く如し。故に此の方法は各國共に盛に行ふ所にして而して此の種の公債は如何にして募集せしむべきかを待たざるか之れ續て起る所の問題なり(以下單に公債と稱するは皆商業的公債の意味なり)とを知らざるを要す。之を募集するに畫一主義爲據主義何れが良きが採りしれば公債額面の金額利息等凡て等しき證書を發行すべきか或は是れを別にするを可とするかの幾つかの點を決定する大體の規則標準をなし。

是れ等々種々の問題にして全然一様になすも宜しからず、さればとて餘り種類を多くするも煩雜に失するの虞あり、故に例へば十圓二十五圓五十圓百圓五百圓千圓と云ふか如く數種類にして發行するを可とす。公債額面の金額甚だ大なる時は小資本家之に應ずる能はず、又額面金額を少くすれば豪農豪商等か巨額の應募に煩累を來すべし。然れども公債證書は物品と均しく多數の需用に應ずるを得る如く配せざるべからず、恰も唐物店に於て帽子を陳列するに大小各種のものを備へ顧客の望みを充すか如くせざるべからず。故に此二者は能く其の中庸を取ると以て最良の方法とす、決して二者其の一をのみ採むべきものにあらざるなり。

公債證書は證文的となすべきか年金的を可とするか我邦にては證文的の制度を取り、年金的のものなしと雖も其佛等にては年金的の公債多し、左に順次之が説明を爲すべし。

證文公債 證文公債とは公債に金額利息期限等を明記するものにして此の公債の集積する所は政府の意に従て借り換へを爲すことを得るにあり。尤も契約

の無償に由りては悉く政府の意のみを以て借り換へを爲す能はざるものあるも此の如きものは蓋し稀なり。借り換へては高利の舊公債を償却する爲めに低利の新公債を募集するものなり、即ち低利の公債を募りて從來高利の公債を償却するものにして恰も一個人が安き金を借りて高利の借金を返済し利益を網せんとするに如し。我邦曾て七分八分の利付公債ありしか世間の金利漸く低落し五分にても公債の募集に應ずるものあるに至るや五分の公債を募りて在來の高利の公債を償却し以て國家の利益を圖りしとあり、整理公債是れなり。其の之を爲し得たるは**禮文公債**なりしに因る。政府の**禮文**にも一個人の**禮文**にも一定の期限あるも此の期限たるや此の時までに必ず支拂ふへしとの意味にして期限内に返済するを得ずと云ふにあらざ。故に世間の金利低落せし時は低利の金を借りて高利の金を返すの自由あり。尤も前にも一言せし如く**攝付禮文**の如きに至つては政府の意のみに由りて借り換へを爲す能はざるものあり、彼の**華族銀行**(十五國立銀行)が明治十年政府に特約し營業期限間即ち業務開始の日より滿二十ヶ年間は**還債**を受けざるの約を爲し千五百萬圓の**征前費**を政府に貸せし如きは所謂**攝**

付禮文にして双方の合意あるにあらざるよりは中道にして支拂又は受入るを得ずして約定期限を待たざるへかちす、此の如き貸借は一種特別のものにして普通は概ね借主の意に随つて期限内と雖も返済を爲し得るものなり。政府は他の高利の公債は悉く之を償却せるも右の**華族銀行**に對しては現今尙七分五厘の高利を支拂ひつゝあり、尤も政府は**華族銀行**の負債に對しても絶對的に借り換へを爲し能はざるにあらざるも**德義**上よりして之を爲さざるなり、是を以て**據置契約**は國家の不得策なり。故に此の方法に由るの外他に金圓を集むる能はざるにあらざんは決して**據置契約**の公債を募るべからず。

年金公債 此の公債は元金利足期限等の記載なく只此の公債を所持するものは年々金何程を受くるの權利ありと云ふにあり。例へば金十圓なり、此の公債を所持するものには永久此の金額を支拂ふべしとあるのみなり。此の方法に由るも政府は意の如く金を集むることを得るものなり、何となれば若し世間の金利五分の時に十圓を支拂ふと云ふ時は元金貳百圓に相當するか故に二百圓に賣買せしるべし、是一時二百圓を出すも年々十圓を得れば五分の利に當るなり。是を以て

年金十圓の公債を發行する時は世人は之に對して二百圓の金と拂込むを以て其
 地々工合は額面二百圓の公債を發行せしに等し。然りと雖も此公債は償債の關
 係を全く離るりものなれば金利の高低あるも如何ともする能はず、最初約せし金
 額を年々拂はざるへからず、之を償へ換へ又は其の金額を更改せんと欲するも得
 べからず、否々爲し能はざるにあり、寧ろ政府の補養上之を爲さざるなり、何と
 れば若し之を更改する如きは所有者の財産を奪ふに同じしければなり。應支公
 債は五分利付のものなれば之を額分のものとして借り換へを爲すことを得るは前述
 の如きも、年金公債は年々五圓づゝ支拂ふの約あるものを急に四圓に減する能は
 ず、故に兩方法何れも其の最利益を兼ひる時は同じきも、年金公債は借り換へを爲
 ず能はざるの不便あるなり。然らば若し政府にて之を買上ぐるにせしは如何、是れ
 亦益する所なし。金利下落せし時は公債の價格騰貴す、即ち世間の金利五分の時
 百圓に賣買せられしものは四分に下落すれば百二十五圓を以て賣買せらるゝに
 違ふ何と云れば世人は今や金利低落せしを以て百二十五圓を出し、利金五圓を得
 せ、爾後すべからず、故に政府が之を買上けんとするには亦百二十五圓を拂

はするべからざるを以て政府は寧ろ其の益する所もなし。換言すれば從來の
 年金公債を四圓に賣せんとする時は從來のものを買上けざるへからず、之を買上
 ぐるに付ては百廿五圓を由さざるへからざるが故に、利息に於ては五分のもの四
 分となり一見安きか如しと雖も元金に於て既に廿五圓を多く拂へり、金利は安き
 も元金増し居るが故に之を買上げて借り換へを爲すも空しく手数を勞するの煩
 あるのみ。以上は永久年金公債に付て述べたり、年金公債には又有期のものあり
 例へば生存中若くは三十年四十年間は毎年若干の金を拂ふべしとするものなり、
 此の有期限のものは其期限に至るまでには元利を償却せざるへからざる性質の
 ものなり、之れ甚だ計算複雑すれども其の煩を避け大略を述べれば百圓の公債に
 して三十年に償却せらるるものなれば元金の百圓を三十に除し、年々三圓づゝの
 元金と利息に拂へて拂はざるへからず。而して五分の利息相場なる時は年々八
 圓を拂はざるべからず。即ち此の公債の所有者には年金八圓づゝ三十ヶ年支拂
 ふべしとある時は其の公債は賣買價格最初の年は百圓を出てざるも漸次年々共
 に其の價格は下落するものなり。此の有期年金公債も亦他の年金公債と均しく

債主の権利を失ふ、且つ政府に取立ては金圓の有無に拘らず之を拂はざるへか
らざるの弊あり。若し普通國文なれば政府は金のある時に拂ひ無き時は延期す
るを得れども年金公債は此の如くならず能はず、假令一方に戦争等の如き非常の事
變起り國費増加の時も之を拂はざるへからざるの困難あり。要するに國文公債
には政府に支拂の自由あれど年金公債には之れなし、是れ國文公債の年金公債に
優る所以にして各國既に國文公債の制を取るに至りしは敢て怪しむにたらざる
なり。

割引公債、此は額面より賣買價格の廉なるもの、例にして例へば軍事公債の額
面百圓を最低額九十五圓として賣出せしか如し。此割引公債主義は古へ盛に行
はれたる、殊に英國を然りとす。亦米國其の他所文明國と稱する國々に於ても
此の主義を採用せり。英國の宰相ピット氏は政略上よりして盛に此の公債を發
行せり、爾ち公債を募集するに世間の金利五分なれば四分若くは其の以下の利足
を得ず、亦此は百圓のものに百圓に賣れずして其の以內なり、然れどもピット氏
の意を考へしは世の購買者も亦公債を多く募集せしむるを以てなり。

割引公債は表面並めみならず實際上に於ても利足安き債きあり、又此公債は償還
せざるを常とす、之れ割引公債は例へば七十圓手取りにせしものを百圓返さる
んかちきるを以てなり。ボローニヤ云へるとあり曰く「歐洲諸國の公債償却せられ
ざる重なる理由は割引公債の性質を帯ふるが故なり」と。割引公債は七十圓帶り
て百圓返すものなれば其種類は損せざるへからずと雖も既に償還せられざるも
のなりと定まる上は之れ程能き放棄物はあらざるなり。何となれば之れさへ所
有すれば永久自己の地位を維持することを得ればなり、普通の公債なれば若し世
間の金利安くなる時は償却せらるゝの恐れあるも其の割引公債は償却せられさ
る性質のものなれば永久戦時の高き利息を取ることを得ればなり。故に平準公
債に比すれば割引公債は比較上價を高く買ふは人情の然らしむる所なり。世間
の利息相場一割の時は一割の利付のものを發行すれば額面百圓のものは百圓に
賣買せられ六分利付とすれば六十圓に賣買せらるゝは當然なり、此時は政府は表
面上安利にて借りたるなれども實際は六十圓の金を得しのみなれば一割の金を
借りたるに異ならず。前述せし如く割引公債は償還せられざるものなれば好放

債券なるか故に普通なれば六十圓に賣買せらるゝものも其の以上或は七十圓入
 十圓に賣買せらるゝ七十圓に買ふて六圓の利息を得るなれば一割よりは安きを以
 て政府は世間の相場より安く借めたることとなるなり。公債は償却するを原則
 とする時は割引公債の財政策は喜ぶべきものにあらざり。時代は於ては公債
 は償却せざるの債を買ひしを以て此の方法宜しかりしなり。即ち當時は害なくし
 て益多き方法なりしなり。此の方法は國家危急の際にして収入を直に得るの利益
 あり。而して亦有害なるは其の之を償却せざるか故なり。是れ世間に歓迎せら
 れたる所以なり。

割引公債を形を異にして性質を同ふしたる公債の募集方法あり。抽籤公債添付公
 債即ち是なり。抽籤公債は其之を買はしむるには平價を以てし其所有者をして
 債を抽かしむるにあり。例へば百圓のもの通常なれば百圓に賣れしして九十圓
 とお九十五圓の價なるを懸て之を百圓に買はしめ。而して其の所有者をして債を
 抽かしむる債を七五圓の現金と換すことを約するものなり。世間利に觀きもの多
 かり。故に其の債を懸して割引公債とは額面には賣買するが如し。但し此割

引公債は凡其の義務普通のものとも異なるのみ。添付公債は平價にて公債を買は
 し。而して公債證書を添付するを以て此の名あり。例へば百圓の六分利公債六十
 圓のはか賣れざる時に額面に買はしめ。別に四十圓の公債を興ふるが故に百四十
 圓の公債證書を發して百圓手取りになるの理なれば四十圓は割引せしなり。即ち
 百圓のものと百圓に賣れるるに強て之を買はしめ。別に四十圓のものを添付せし
 を以て割引公債となるなり。

ナンパル公債 是れ亦佛國に盛行する所の公債なり。此法は大抵公債所有
 者の百人を一組とし其の生存者に權利を悉く有せしむるを以て長命者は利益す
 る所多し。即ち百人一組となり其の内九十九人死亡する時は残る一人に全き權
 利の移轉するものなり。故に富強公債の如く運の好きものは利益を得ることなる
 を以て通常なれば安く買ふべきを幾分か高く買ふこととなる。甚しきは或る富家
 家の如きは極めて強健なる人を備ひ其の者を以て公債募集に應ずることあり。
 斯の如く僥倖心を利用して安き公債を高く買はしむるも亦割引公債の一極
 と稱することを得べし。

上家陳へたるものは人民の賭博心僥倖心を増長せしむる割引公債なるを以て純粋の平價公債と見做す能はず平價公債を發行せんとするも意の如く集むる能はざるの虞ある時は打歩公債を發行するに若くは莫し之れ等種々の方法あるも畢竟するに割引公債になさんとするれば斷然初めより割引公債として發行すべし割引公債たるの弊端を懸然たらしめ其の實割引公債を募集せんと欲するか如きは尤も不可なり。

今假りに割引公債ありとし道理上より其の當否を辨せんか現今經濟社會に於ては非なりと云はざるを得ず。今其の非なる所以の一二を擧ぐれば先づ(一)割引公債は表面と利息安きを以て國民は之を償却せんとするの念慮に乏し、即ち假令表面と云へ安利の金なるか故に人情の常として先づ之を後に廻はし又は支拂はざるも可なりと考へ借金を戒しむるの心をして微弱ならしむ。(二)之を償還せんとすれば金を持ち出さるへからず何となれば額面百圓のものを賣る時には六十圓なりしと雖も之を返す又は額面の百圓を返さるへからざるか故に其の益而中圓は持ち出さるへからざればなり。此の如きは國民及政府の好む所に

あらず是れ等は借金をする時は敢て上幾分か安利に金を借ると得るも之を償還するの念をして微弱ならしむる等割引公債は欠點多きものなれば之を發行せざるを可とす。

此に一言注意を諸君に請はさるへからさることわり何そや曰く割引公債は前段陳ふる如きものにして而して平價公債は額面百圓のものは賣買價格亦百圓なること恰も五分利付の整理公債の如し。打歩公債とは百圓のものを百圓以下に賣買せらるゝものなり。是れ等何れの公債と雖も金利の模様は由りて或は割引となり或は平價となり或は打歩となるを以て人為に由て之を左右せんとするは到底爲し難はざる所なり。然れども最初政府が賣り出す時即ち公債を募集する時相當ては政府の意の儘なる方法に依るを得政府は財政の都合に由りて或は割引に或は平價に或は打歩に發行すると得るも其一旦世に出るや如何に政府の力と雖も平價のものを割引に又割引のものを打歩にすること能はず前にも陳述すか如く世間の金利五分なるに五分利付の公債は額面にて賣買せられ所謂平價公債なれども若しも五分の時に四分利付の公債を發行すれば他に金を利用

すれば五圓を得るを以て額面に買ふものはあらず之を算出する方法は収入額を時の金利にて除すれば其の答を得即ち金利五分の時に四圓の利足を得るものは五を以て四を除し八を得之を金利五分の時に四分利付の公債を發行すれば百圓のものは八十圓に償するなり之を割引公債と云ふ。之に反して金利五分の時に六分の公債を募集すれば打歩公債となる。

平償公債は財政上最も便利なり何となれば公債の發行は非常の時變にあり戰時等のときは利息相場高し其の高き利息を證書面に記載しめるか故に早く此の借金を拂はさるへからず拂はされは損するなりとの感念國民の頭腦にあるを以て償却心を奨励すればなり。又割引公債と異り百圓のものを百圓にて賣りしか故に返す時に持出しするの損失なきなり。

今割引公債と平償公債との優劣を見るに當りピットが割引公債主義を執りし所以を陳へて参考に供せん。政界上の理由は割引公債にすれば金利安き爲め國民も公債の議案に反對すること少しとの理由は是なり。例へば或る金額の公債を募集せんとするの議案を國會に提出するや戰時にありては從來五分のもの七分八

分になり居るか故に七分八分の公債を募集せんとすれば國民の憂懼しくして戰争意の如くならず從て政略機宜を失するとも三分とか五分と云ふか如く利息を安くすれば詳細なる算數上のことは興り知らざるを以て容易に通過するの傾きあり。然れども實際より見れば六七分の時に四五分の利付の公債を發行する時は其の際入金するものは必ず額面以下なるを以て結局高利の公債を募りしに異らざるに金利の上より見れば甚だ安きか如くなれども實際政府は益する所なし。然れども國民の經濟上に疎なる金利安ければ人望多くして早く國會を通過す之れピットか此の割引主義を取りし所以なり。加之此の公債の行はれしは當時公債は償却せざるも可なりとの説盛なりしと又實際社會にも割引公債を主張せしものありしか故なり。是を以て償却することに對して考慮を費すの要なきを以て低利の公債を發行したりしなり。今日より見れば當を得ざるの説なれども其の當時は左程恐しき弊害を生ずることなしと信したりしか如し。打歩公債は自ら求めて發行したることなしと雖ども其の模様は由りて自然に打歩の公債となることあり。例へば政府は實際百圓に賣らんとて發行せしに實際應募者多く

して百圓のもの百一圓なり二圓なりに値むものあるきは政府は思ふより高く賣れることあり之を打歩公債とす。政府は百圓のものを世間の金利よりも利足を高め百五圓百十圓等に最初より目的を立て、發行すること殆んどあるなし、何となれば打歩公債は其の割合に高く賣れざるか故なり。是れ斯の如き高利の公債は遂に償却せらるゝの憂あるか故に之を買ふもの多額の金を出さざるなり。例へば百圓のものを百二十圓に買ひ其の翌年に至りて償還せらるゝ時は百圓の金を得るのみなるか故に買ひしものは二十圓の損を來すを以て打歩の公債は金利の高き割合に高く賣れざるなり。割引公債は償還せられざるを通常とすれども打歩公債は之に反して償還せらるゝを常とするを以て何時償却せらるゝか豫期し難し是れ打歩公債を高く買ふの愚者あらざる所以なり。斯の如くなるを以て打歩公債を發行するは財政の策其宜しきを得たるものと云ふことを得ず。

政府公債の募集力 政府は幾何の利息を以て公債を募集するの力を有するかと知らんと欲せば一國に行はるゝ所の利息相場を見又幾何の利息を以て外國より借入するを得るかを究めざるべからず。公債証券賣買価格は總く政府の公債募

集力を斷判すべきを得例へば日本國が五分の公債を發行し額面に賣買せらるる時は五分の利息はて公債募集の力を有するを知る又四分利付の公債八十圓に賣買せらるゝ時も亦五分利にて公債募集の力ありと云ふべし。賣買價格を以て額面の金利を除すれば政府は何程の利息にて平價及割引の公債を募集するの力あるかと知るとを得れども打歩公債に至ては少しく趣を異にす。世間の金利五分の時に一割の利息を附すれば百圓のもの二百圓に賣れべき勘定なりと雖も誰か之に向て二百圓を出すものあらん前述の如く翌年に至りて償還せらるゝ時は百圓の損失を來すが故に打歩公債は利足を高むるも額面より僅かに高く賣れるのみ。論者あり曰く日本の外國公債倫敦にて賣買せらるゝものを見るに賣買價格には七分以上の利を附せざるべからず。之れ余か上來陳述する所の道理を知らざるより來るの論なり。論者の言の如く倫敦に賣り物となりし公債は七分何厘に當るも之れは八分若くは九分等の高利の公債なり其の高利の公債は其割合に價格の騰貴せざるは余か既に前段に述べし所なり。之に由り日本が何程の利息にて金を借り得るやの標準を立てんとするは誤解なりと云ふべし。現に

支那の外國債は七分八分の高利を拂ふものなきにあらすや、又埃及土耳其等のも
のと雖も斯く高利のものなし、况んや日本に於て此の如きの高利を拂はざるべ
からざるの理あらんや。

次に講すべきは期限に關する公債證書の種類なり。而して此の種類得失を略
述せん。

無期限公債 是れ英國に行はるる公債にして政府金の有る時は何時にても拂ひ
然らざれば何時までも之を支拂はざるものなり。即ち支拂の自由全く政府に在
るものなれば政府支拂はんと欲せば支拂ひ、肯んせざれば支拂はざるも可なり。
有期限公債 恰も一個人の借金の如く期限を定めある者にして、其の期限至れば
政府は是非其之を拂はざるべからず、故を以て幾分か政府の支拂權を制限するも
のなり。即ち期限到來すれば政府は金の有無に拘らず支拂ふの義務あるか故に
英國流の支拂全然自由なるものとは少しく趣を異にす。

擔當公債 此の公債は支拂の權は全く制限せらるるものなり。彼の華族銀行よ
り政府が能對費の借入金爲せし場合の如く、尤も華族銀行よりの借入金は一

の命令的に出してしものなれども其の據置たるに於ては異なる所なし。其の約束期
限間は是非據置くものなるを以て、政府金の剩餘ある時に之を支拂はんと欲する
も爲し得べからず。又之に反して期限至れば設令金は無くとも支拂はざるべ
からざるの責任あり。平生は他に安利益のものあるも之を借り換ゆるの便なし、故に
此の公債は政府の爲めに極めて都合悪きものなり。

濟助公債 此公債は利息と共に年々何程つかの元金を支拂ふものなり、例へば
百圓借りて之を十ヶ年間に支拂ふとすれば年々十圓つかの利息を添へて支拂ふの
約束にて借金するものなり。之れ亦支拂の自由を束縛せらるるものなり、即ち年
年一定の元金を拂はざるべからざるを以て政府の金の無き時も之を支拂を停止
すると能はず、又金の甚たしく剩餘を生ずる時も一時に之を支拂ふとを得ず。
混用公債 以上の諸公債を種々に混用する者を云ふ。例へば某公債は何年開據
置きて後ち政府は何時之を拂ふも可なり、而して期限に至れば是非拂はざるべ
からざる軍事公債整理公債海軍公債の如きもの是なり。最初の據置年限中は政府
は之を支拂ふ能はず、又其の所有者は之を受取らんと欲するも得べからずして年

限の差くると待たさるへからずと云ふか如く、又或は一定の間据置き其の期間経過後は年々何程つゝ支拂ふと云ふか如し。即ち据置濟崩を混用するものにして是等七混用公債と云ふ。

短期公債及永期公債 収入不足の際に期限の極めて短き公債を募集して之を補ふべきものと二十年三十年の永期期限を定めて其不足を補ふべきものとの問題あり。即ち短期永期の公債問題はなり。此の二者は場合に由りて各得失あり。今短期公債を募集すべき場合を擇ぶるに不足會計法を用ふる所にては此の要あり。短期公債は租税を見込みて一時の急を濟く爲めに發行するものなれば三月六月九月と云ふか如く極めて期限短し。即ち今直に支拂を爲すの必要起るも某の日には酒税の収入あり某の月には地租の収入あるも支拂をそれまで延期する能はずと云ふか如き時に一時短期の公債を募りて租税の収入ありし時に之を支拂ふものにして政府財産上の方便として發行するものなり。其の最も適切なるものを大藏省證券とす。大藏省證券は三月六月九月の三種ありて九月より其期ものを發行するを得ず。又年度を越ゆるを許さず。三十二年度内に發行せし

ものは亦三十二年度内に之を償還せざるへからず。故に九月の期限のものを發行し得るも年度將に盡きんとする時に發行する者は制限を受けて三月位位の短期のものを發行せざるへからず。抑も大藏省證券は収入の見込確定する支拂ひをそれまで延期する能はさるか故に一時の方便として發行し中央銀行に賣り扱て急見込通り金の入り來たりし時に償却するものなり。故に大藏省證券發行の時機は年度内に於ける收支の出合はさる時即ち収入期と支拂期と一致せざる時に發行するものなり。即ち支拂ひを急にせざるべからざるの理由より收税期の如何に拘はらず早く租税を徴收するは宜しからず。さればとて支拂を猶豫すべきにあらざるべきに之を發行して便利を圖るものなり。

尙永續せざる非常の出來事の生せし場合に短期公債を募ることあり。彼の福島事件加波山事件の如き小亂ありし時に大なる永期の公債を募集するの必要なきを以て一時小額の短期公債を募りて之を支辨し漸次収入のありし時に之を償却せしなり。事件の永續するや否やは事實問題にして到底豫期すべからず或は一二月にして事落着するならんと信じて短期の公債を發行せしに全く豫想に反

して十二年を要すことあり、又數年間繼續すへき非常の事態ありと思惟して大任掛に事をなせしに半年を出てずして鎮定し永期公債を發行せしむ悔ゆることあるへきも事實問題を此に論ずるの要なし只學理上よりする時は永續せざる事に對しては短期公債を發行し永續するものは永期公債を發行するを原則とせざるべからず。

第七章 公債證書の處分法

第一節 利用

公債證書の利用とは續て字の如く公債を役立やうに用ふると云ふことなり。乍併此の利用の方法ありとの故を以て公債募集の要件となすべからず公債は止むを得ざる場合に募集するものとし既に之を募集せし上は成るべく社會を利用する爲めに用ひ以て其の弊害の埋め合せをなすを云ふ。然らば如何にせば之を利用し得るや曰く一金錢上の契約の抵當、二社會の放棄物となすこと是なり。彼の明治十年の征討費借入金の命令的契約書は金錢上の契約の抵當にも亦社會の放棄物ともならず即ち華英銀行は政府より證書を取りしも此の證書たるや自由に賣

賣又は之を抵當として他より借入金を爲すこと能はず然れども普通の公債證書は賣買移轉の自由を充分に附し以て之を利用するの道を開かざるべからず。又之を保證金に代用するの道を付くるとも必要なり。收入官吏の身元保證金を政府に入るゝに現金を以てすれば利息を損することあるも公債證書を以てすれば是より生ずる利息は自己に收むるを得るの利あり。又銀行が紙幣發行を爲すも公債證書を以て保證金とすれば一方には公債證書の利息を收め一方には紙幣發行の爲め利益を得るの便あり。而して又公債を抵當として紙幣を發行し其公債の價格下落せし時は更に公債を差入るゝか又は紙幣を收縮せば可なり。米國に於ては利用の便あるの故を以て公債を募集すべしとの論あれども蓋し非なり。米國の國立銀行は何れも公債を保證として紙幣を發行せるも若し政府公債を償還し盡さんか銀行は現金を保證とせざるべからず然る時は經濟上銀行の損害少々ならず故に公債は利益あるものなれば之を償却するは不可なりと論ずるものあり。或者は又軍人の遺族等は公債に由りて壽命を繋ぐものなるに若し之を償却せんが其の金を運用して利益を圖らざるべからず然れども手慣れざる

るべきで失敗し遂には降順に彷彿するに至らん故に償還を不可なりとの論を爲す事あり是等は素因の理由にして其内實は富者自己の位置を永遠に維持せんとするの慮より出たる者なり。此の論たる公債は必要缺くべからざるものあるを以て金の入用なきも國家事務の放物に不足の必要より募るべしとの説にして公債は高已むを得ざる場合の外募るべからずと云ふ本旨に悖反したる説にして誤解も亦甚しと云ふべし。

第二節 借換

金融必迫の時に政府は公債を借り換へることを力めざるべからず金融必迫の時公債償還書の價下落するものにして同時に又社會の信用に影響す信用動搖は銀行は困難を感す此の時に當り政府は公債を償却すべきなり。即ち借り換へを爲すなり。嚴格に云ふ時は永期の公債を短期とし年賦清崩の公債を無期限とし高利のものに低利のものとなすか如き總て借換へと稱すれども單に借り換へと云ふは法律事務の公債を償却し低利の公債を募るの意なり故に借換は國民の負擔を減らす事にして例へば百圓に付き五圓利息の公債を五圓利息の公債と借換す

此の借換に對する負擔を輕からしむ。我が國にて整理公債を發行せしむ如きは此の性質に外ならず。然るに此を非難する者あり。曰く公債の所有者は之を所有する間は年々六分七分の利を得べしと確信せしに一朝五分利付に借換へらるんか如きは壓制の處置にして政府の爲めには或は好都合なるべきも所有者に損を被らしむる不道徳の行爲なり政府は法律を出すの源なれば隨意に法律を變更するの權あれば取て法律上の責めなきも道徳上の罪人なり云々。又期限に關して誤解を抱くものあり五十年六十年との期限あれば恰も据置年期かの如く尙一歳年限内に拂ふべからざるかの感をなせりと雖も決して然らず此の期限たる中運くも此期限までには必ず拂ふべしと最終期を定めしに過ぎざるを以て期限内で雖も償還を爲して差支へなきなり然るに應募者は之を知らずして所有するもの多し故に政府が活潑に公債の償却を爲すは其所有者に對し不道徳なり。是れ誤れるの甚しき者なり何となれば政府が借換へをなすに當り公債償還書所有者に向ひ在來八圓の利なりしが以後は五圓となすべしと命する時は不道徳なるも所有者に向て五圓にて承購するや否やを問ひ若し肯せされば在來の公債を償

債権者も亦債権に於て缺くる所あらんや。而して債権に要する條件二あり。一債権の金利率として低利の金を借り得る時。二償却の自由あるもの是れなり。此の二條件にして備はらんか借換へとなす事も甚固なくして又國家の利益なり。借換は前述する如く國家財政上必要の處置なりと雖も往々世の反對を招くものなり何となれば公債を多く所有するもの多數は富者にして富者は國會及黨派の意向を左右するの力を有するを常とするか故に能く是れ等の人々を操縦し種々の口實を以て借換に反對せしむるとあればなり。一私人の爲めに國家の利益を奪取に附するは嘆すべきの至りなり。今之か實例を示さんに一八七三年乃至一八八三年間に於ては佛國は借換を爲すの好時機なりしか富者の反對する所となり看す。高利の公債を持續し國民の負擔を減せざりき。即ち當時議員の選舉に際せしを以て選舉に勝を得んと欲すれば富者の力を藉らざるへからず勢ひ富者の意を迎へざるへからず斯かる事情の爲め國家の不利を知りつゝ借換へとなすべし。當時經濟學者曰く一八七八年頃は高利の公債多く積存せり然るに是の積存する公債は下落して三分七厘五毛となれり此の利を拂へば何人も金を貸

付を附んずるが故に三萬餘の金を借りて前の六分以上の公債を償却すれば國民の負擔を軽減すること鮮少ならず此は獨り經濟學者のみならず政事家實業家中にも亦賛成するものありき。一八七九年には上下兩院は各委員を選みて借換への得失を調査せしめたり。時の大藏大臣委員會に於て述べて曰く借り換へは對置行はれすと。蓋し當時宰相ガンベッタは借換の利なるを知りしかども之を執行せん平富者の感情を害し黨派の勢力を失ひ自己の地位を危ふせんことを虞り遂に大藏大臣をして此の言を爲さしめしなり。一八八〇年一八八一年亦然り。此の年亦世間の金利甚だ安く借換の好機なりしも亦議員選舉ありて甲黨乙派互に富者の歡心を需め自己の地位を維持せんとして亦ガンベッタの反對する處となりて議定に止みたり。然りと雖も國民の財政思想發達すれば富者も我意を逞ふす能はず富者如何に借換に反對するも國民全體にして賛成せんか黨派の勢力に影響せざるのみか却て其黨派の旺盛となり政府も議員も最早富者の鼻息を窺ふを要せずして地位安全なるが故に勇斷以て借り換へを執行するに至るべし然れども國民の財政思想新くまでに發達するは容易の事にあらざれば其間は富者

の爲めは借換へと請けらるゝの不幸あるなり。

政府が借換を爲すは低利の公債を以て高利の公債と換ゆるを主とするか故に時として元金の額を多くし利息のみ引下げて借換を爲すことあり。又或は金利を高めて借換へと爲すことあり。此の二種の方法は共に策の宜しきを得ざるものなり。何となれば千萬圓を七分にて借りしに之を六分とし而して元金を千萬圓以上に増さんか是れ所謂朝三暮四利息低きも政府は何の利する所なし否却て償却の時は實際借入れし金よりも多くの元金を支拂はざるべからざるの不利を蒙らばなり。

第三節 償還附減債基金

公債の償還に關しては賛否の論古來少からず、獨逸、英吉利の如きチエイトン人種の國民は之を償却すべしと論じ、佛朗西、白耳義、伊太利、西班牙、葡萄牙等の羅馬人種の國民は歴史上償却に奮發せず、從て英國の學者の説と佛、白其の他の國の學者の説とは一致せず、フアン人の説に由れば貨幣は下落し物價は騰貴するものなり、銀の下落する時は金も亦下落す、是に公債を拂へば購買力の多きものを以て支拂は

ざるなり云々。又國力は漸次衰進するものなれば貧乏の時に借金を拂ふよりも富みて後進へば苦境の度替換の差あるが如く國家疲弊の時償還するよりも國力の衰進せし時に於て償還すべく、若し期限の到來せしものならば宜しく之を借り換ふべしと論ずるものあり、之に反して公債は一刻も速に償還すべしとの論あり、左に之を評説せん。

絶對的に如何なる場合にも償還するに及ばずと説くものなしと雖も急に今直に償還するを不可とするの論あり。其論に曰く、一國の有様は漸次進歩し國富み國民の數亦増加し、國民各自の收入増加する時は人口四千萬の時に一億圓を返すより人口六千萬になりし時一億圓を返すは苦痛少く、且又各自の收入千圓の時よりは國富み一人の收入二千圓、三千圓になりし時に返すは容易なるが故に、人口收入の少き今日周章して償還するは策の得たるものにあらざ、宜しく人口收入の増加を待つべし云々。國力増進する時は負擔は漸次軽減し從て負債の返済も容易なるは事實なりと雖も、之れ一を知つて未だ二を知らざる淺薄の論なり。余は之

に於ける公債は其の償還の期を一二年に掛けて参考に俟せん。
其の償還は一八一五年の償還は其の収入に比すれば百分の九に當りしが一八八〇
年には其の償還は百分の三となれり。公債償還の輕重は單に其の金額のみを見
て判定すべきものにあらざ其國の収入に比例して判断すべきなり英國の公債は
初めは収入の九分に當りしが一八八〇年には三分に當りしと云へば均しく一億
圓の公債も其の償還の輕重は殆んど三分一に減せし道理なり。而して英國が負
擔の輕減せし所以は公債を三分の二償還せし結果にあらざして國民の收入増加
し來りたるを以て公債金額は依然たるも負擔の割合減せしに由る即ち國力の發
達せし結果なり其の結果より見れば恰も公債を三分の二償還せしが如し故を以
て一八一五年の償還の時に返すよりも一八八〇年の國力富饒の時に返すは財政
上特利なり。又佛蘭西を見るに一八四〇年に公債の總額は八億五千萬弗なりし
に一八七〇年には二十七億五千萬弗殆んど三倍の多きに達せり。然るに實際負
擔の輕減は一八四〇年の時に比し二分二厘にして一八七〇年には二分三厘

に減少せり。此の如くは英國の公債償還の例を一二左に掲げて參考に俟せん。
英國の公債償還は其の償還の期を一二年に掛けて参考に俟せん。
其の償還は一八一五年の償還は其の収入に比すれば百分の九に當りしが一八八〇
年には其の償還は百分の三となれり。公債償還の輕重は單に其の金額のみを見
て判定すべきものにあらざ其國の収入に比例して判断すべきなり英國の公債は
初めは収入の九分に當りしが一八八〇年には三分に當りしと云へば均しく一億
圓の公債も其の償還の輕重は殆んど三分一に減せし道理なり。而して英國が負
擔の輕減せし所以は公債を三分の二償還せし結果にあらざして國民の收入増加
し來りたるを以て公債金額は依然たるも負擔の割合減せしに由る即ち國力の發
達せし結果なり其の結果より見れば恰も公債を三分の二償還せしが如し故を以
て一八一五年の償還の時に返すよりも一八八〇年の國力富饒の時に返すは財政
上特利なり。又佛蘭西を見るに一八四〇年に公債の總額は八億五千萬弗なりし
に一八七〇年には二十七億五千萬弗殆んど三倍の多きに達せり。然るに實際負
擔の輕減は一八四〇年の時に比し二分二厘にして一八七〇年には二分三厘

公債の償却は、國庫に貯蓄するべきものなり。而して公債を償却
すれば、元金の返済を要するものは之を準備し、積蓄の途を立て以て生活と維持せ
んが爲めに資本をなすを適例とす。故に租税を以て公債を償却すれば資本を増加
することとなる。即ち不經濟に費すべきものを經濟的に使用するを以て國の資本
は増加することとなる。故に公債の償却は國力疲弊に陥るにあらざりて却て經濟
の發達を促すものなり。又在來公債證書を有し遊食せしものも元金の返済を受
くる時は利殖の途を考へ之を活用するの要あるが故に情民をして立たしむるの
利益あり。是れ公債は一刻も速に償却すべしと云ふ所以なり。只此に一の注意
すべきは餘りに迅速に償還せんとして租税の徵收繁げれば國民の純益を減じ
るに對照心を沮喪せしむること是なり。租税を或程度以内で徵收し之を以て公
債を償還すべし、何程取るも構はぬと云ふことなし、故に徵收するは其の程度を知
ることを要す。

公債の償却は、國庫に貯蓄するべきものなり。而して公債を償却
すれば、元金の返済を要するものは之を準備し、積蓄の途を立て以て生活と維持せ
んが爲めに資本をなすを適例とす。故に租税を以て公債を償却すれば資本を増加
することとなる。即ち不經濟に費すべきものを經濟的に使用するを以て國の資本
は増加することとなる。故に公債の償却は國力疲弊に陥るにあらざりて却て經濟
の發達を促すものなり。又在來公債證書を有し遊食せしものも元金の返済を受
くる時は利殖の途を考へ之を活用するの要あるが故に情民をして立たしむるの
利益あり。是れ公債は一刻も速に償却すべしと云ふ所以なり。只此に一の注意
すべきは餘りに迅速に償還せんとして租税の徵收繁げれば國民の純益を減じ
るに對照心を沮喪せしむること是なり。租税を或程度以内で徵收し之を以て公
債を償還すべし、何程取るも構はぬと云ふことなし、故に徵收するは其の程度を知
ることを要す。

公債の償却は、國庫に貯蓄するべきものなり。而して公債を償却
すれば、元金の返済を要するものは之を準備し、積蓄の途を立て以て生活と維持せ
んが爲めに資本をなすを適例とす。故に租税を以て公債を償却すれば資本を増加
することとなる。即ち不經濟に費すべきものを經濟的に使用するを以て國の資本
は増加することとなる。故に公債の償却は國力疲弊に陥るにあらざりて却て經濟
の發達を促すものなり。又在來公債證書を有し遊食せしものも元金の返済を受
くる時は利殖の途を考へ之を活用するの要あるが故に情民をして立たしむるの
利益あり。是れ公債は一刻も速に償却すべしと云ふ所以なり。只此に一の注意
すべきは餘りに迅速に償還せんとして租税の徵收繁げれば國民の純益を減じ
るに對照心を沮喪せしむること是なり。租税を或程度以内で徵收し之を以て公
債を償還すべし、何程取るも構はぬと云ふことなし、故に徵收するは其の程度を知
ることを要す。

公債の償却は、國庫に貯蓄するべきものなり。而して公債を償却
すれば、元金の返済を要するものは之を準備し、積蓄の途を立て以て生活と維持せ
んが爲めに資本をなすを適例とす。故に租税を以て公債を償却すれば資本を増加
することとなる。即ち不經濟に費すべきものを經濟的に使用するを以て國の資本
は増加することとなる。故に公債の償却は國力疲弊に陥るにあらざりて却て經濟
の發達を促すものなり。又在來公債證書を有し遊食せしものも元金の返済を受
くる時は利殖の途を考へ之を活用するの要あるが故に情民をして立たしむるの
利益あり。是れ公債は一刻も速に償却すべしと云ふ所以なり。只此に一の注意
すべきは餘りに迅速に償還せんとして租税の徵收繁げれば國民の純益を減じ
るに對照心を沮喪せしむること是なり。租税を或程度以内で徵收し之を以て公
債を償還すべし、何程取るも構はぬと云ふことなし、故に徵收するは其の程度を知
ることを要す。

正金銀を以てせしが、既に兌換券、換手形、約束手形等を以て貨幣と結了するに際し、既に金銀を蓄積すること少ならず、現に我國維新の前後に徴して明なも、銀新貨に在ては正金銀の社會に流通せしもの多かりしが、今日は俄かに日本銀行の庫中に準備として積存せるものの外形跡を見ること極めて稀なり、只十錢二十錢の銀貨及一錢二錢の銅貨即ち補助貨の少しく社會に流通するあるのみにして、流通高の殆んど全部は皆銀行紙幣、兌換紙幣を以て充たせり、殊に英米の如きは信用書類非常に發達し、從て金銀を要すること少し、既に金銀を要すること少ければ價の下落するは當然なり、茲を以て今金銀にて取結びし百圓の契約も、金銀の價下落する時は其の負擔の點に於ては恰も八九十圓となるが故に宜しく其のト落を待ちて之を支拂ふべし、然る時は公債の償還容易なり云々。此の論亦鞏固なりと云ふべからず。成る程論者の言の如く信用書類發達すれば金銀使用の度減り、更にも更に一考せよ、世の進歩するや、商工業亦發達するものなれば、信用書類流通するも、金銀の價下落するものなれば、或は同じきことあり、或は却て發達することあり、或は發達の言ふが如く下落することあるべし、或は却て金銀を以て下落すべし。

公債不償却論中國力の發達を待つべしとは有力なる論なるが如しと雖も、仔細に之を究むれば敢て當れる説と云ふを得ず、國力は發達するに相違なきも、他方に軍費の増加あり、縦令事端を構へざるも、軍備擴張等の爲め費用の増加を見るは争ふべからざる事實なり、又戰爭は未來永劫此世界に跡を絶つとせば、公債を償却するの要なかるへきも、弱肉強食の現時に於ては何時如何なる事の起りて公債募集の要を見るやも、量られざるを以て平素無事の日に於て償却するを得ば、之を償却し緊急の必要ある場合に公債を募集するの餘地を存せしむること前述せしか如し。故に余は公債は償却せずして可なりとの論に賛同する能はず、若し公債に重ぬるはず。

公債論 第七章 公債募集の進歩法

公債を以てせんか、遂には國を亡ぼすに至ることを和蘭及の例以て殷鑒となすべきあり。

或は曰く公債は素と國家の大事件に費せしものなるを以て一代の人悉く之を支拂はざるも可なり、宜しく子々孫々に之を分擔せしむべしと。之れ極めて不道徳の論にして此の如きの論行はるゝ間は國家の發達到底得て望むべからず。嗣は子に利益を残し損失は自ら負ふべきは人情なり、國家に於ても亦然り、負債あれば速に之を返済し相續者をして成るべく負擔を輕からしめざるべからず、又子孫の代に至れば必ずや意外の出來事の爲め相當の費用を要することありて又々公債募集の必要を見るべし、故を以て今人の負擔は今人之を返済し將來の負擔は將來の人をして返済せしめ以て百年の大計を立てざるべからず。

減債基金 此の法は歐米諸國に行はれ日本に於ても亦行はれしことあり。此の法は負債を減ずる爲め元金を備置き其の元金及利足金を以て負債を漸次償却するものにして即ち政府は年々一定の金額を支出して以て公債證書を買入れ之を減債基金に充てんとす。減債局は毎て其目的を以て政府内に特別に設けられ

も、其の法として、即ち個人が政府より公債の利足金を得るとし、關係を以て大減債基金を百萬圓とし之れより生ずる利足五萬圓あれば其の五萬圓を以て公債を買入れ其の基金及公債の利足を以て又更に公債を買ふものなり。例へば初め減債基金を百萬圓とし之れより生ずる利足五萬圓あれば其の五萬圓を以て公債を買入れ其の基金及公債の利足を以て又更に公債を買ふものなり。然れども時間は大關係を有するものにして巨額の公債も年限を永くし基金の利足を以て公債を買ひ又其の利足を以て公債を買ふ時は僅々の金額を以て大に幾十倍の公債を償却するを得て經濟上最も適當の方法なり。此の法は初め英國に起り後ち佛國に及び又諸所に盛に行はれたり、英國にては宰相ピットの時始めて數學者ブライス此の法を案出せり、氏は複利法即ち所謂鼠算の應用を爲し一の元金ありて利に利を積みば僅少の金も日と共に莫大の額となるが故に複利法を用ふれば少額の金を以て能く巨額の公債を償却し得べきことを唱道し、ピットの採用する所となりしなり。然れども此の法たる場合に由りては効能あることあり、又効能の本なきもあり。政府が自己の負債を減ずるが爲めに此の法を用ふるは少しも効

なく能く手数を増やすのみならず、加へて其の利益を引取すと雖も一私人が此の方法を用ふれば益だ利益あるものなり。故に現今に於ては此の方法を用ふるの國なく公債は租税其の他の收入より来りし剩餘金を以て直接に之れを償却するの法を採れり。我邦に於ても國會開設前には此の法を用ひ政府が舊藩の士族に士族授産金を貸與せり。此の貸金を政府は如何にして取立てしかと云ふに、利引處分即ち減債基金の法に由れり。即ち士族は利引處分を由りて僅少の金額を以て多額の債償を償却するを得たり。今其の手續きを見るに、例へば二萬圓の授産金を借りて産物を營むの資金に充てたり、而して之れか返済を爲すに當り直接に之を拂はんとすれば二萬圓の金を割へざるべからず此に於て士族等は種々の考慮を費し政府も亦士族の情態を斟酌して利引處分を行ふことと爲し、且つ借用期限の償還たりしものは非常に永き年限となせり、其の之を永くせしは國會開設せらるる中、償還の出でんとを恐れ、償還しめ之れか準備を爲せしなり。そは兎も角も利引處分は最終の年々減りて二萬圓を拂ふの期なり。尙ほ柔しく云へば此に二萬圓の貸付と償還とを並行して行ふは、其の利息を在るに當り、其の利息を償還に充て、

其の利息を償還に充て、其の二萬圓に達せし時始めて負債を返済するを得る方法あり。故に政府より見れば数十年の後に二萬圓を受くるも現在二萬圓を受くるも道理に於ては異なるなし、何となれば政府が現在二萬圓を得て之を他に預け置けば亦数十年の後に二萬圓に達するを以てなり。會計法の出づるの前政府は士族に授産金を貸與して曰く、汝等数十年の後に纏めて二萬圓を返すか又は直に二萬圓を返すか二者一を擇ぶべしと、二萬圓を借りて直に返せば二萬圓にて負債皆済し一萬八千圓は餘額よく政府より貸ひ受くるの種なるを以て士族に取りては非常の寛典なりと云ふべし。是れ僅かの元金に年々利子を加へて速に負債を済すか故に利引處分の名ある所以なり。然れども余は此の方法は國家の上は何等の効益なきものと思ふるなり。何となれば直ちに拂へば二萬圓の金は單に二萬圓に通用するのみなれども政府は公債證書を購入し之を貯蓄して利殖し置く時は数十年の後に二萬圓となり二萬圓の支拂ひを爲すを得るを以て極めて經濟に達ふの論

本より賤くも雖も之れ只表面上のみ其の實に至つては何の効能もなきなり。一見すれば二千圓の元金を利殖すれば終には二萬圓に達し経済的に見ゆるが如しと雖も其の一萬八千圓は何處より生し來るか即ち國民の租税に依るの外に道なかるべし利息は漸次増殖し來るも其の増殖たる利足は亦人民の租税より出づるものなれば初め二千圓の費金を出し後一萬八千圓の利足を出すも又二萬圓を出して二萬圓の公債を償ふも國民に於ては軒輊なかるべし。

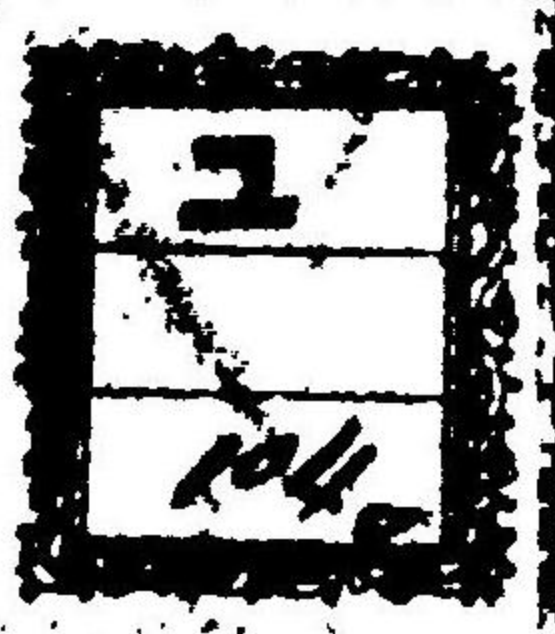
減債基金の法は前述の如く効能なきのみならず減債局を設くるの入費を要し官吏を増し地面建物等の経費を要し且つ若し減債局に幾多の公債堆積する時は動もすれば行政官の之を他に流通するの恐れある等種々の弊害を醸すものなり。要するに公債の償還には一の奇策妙計あるにあらざれば剩餘金を以て之に充つべきのみ。

第八章 地方債

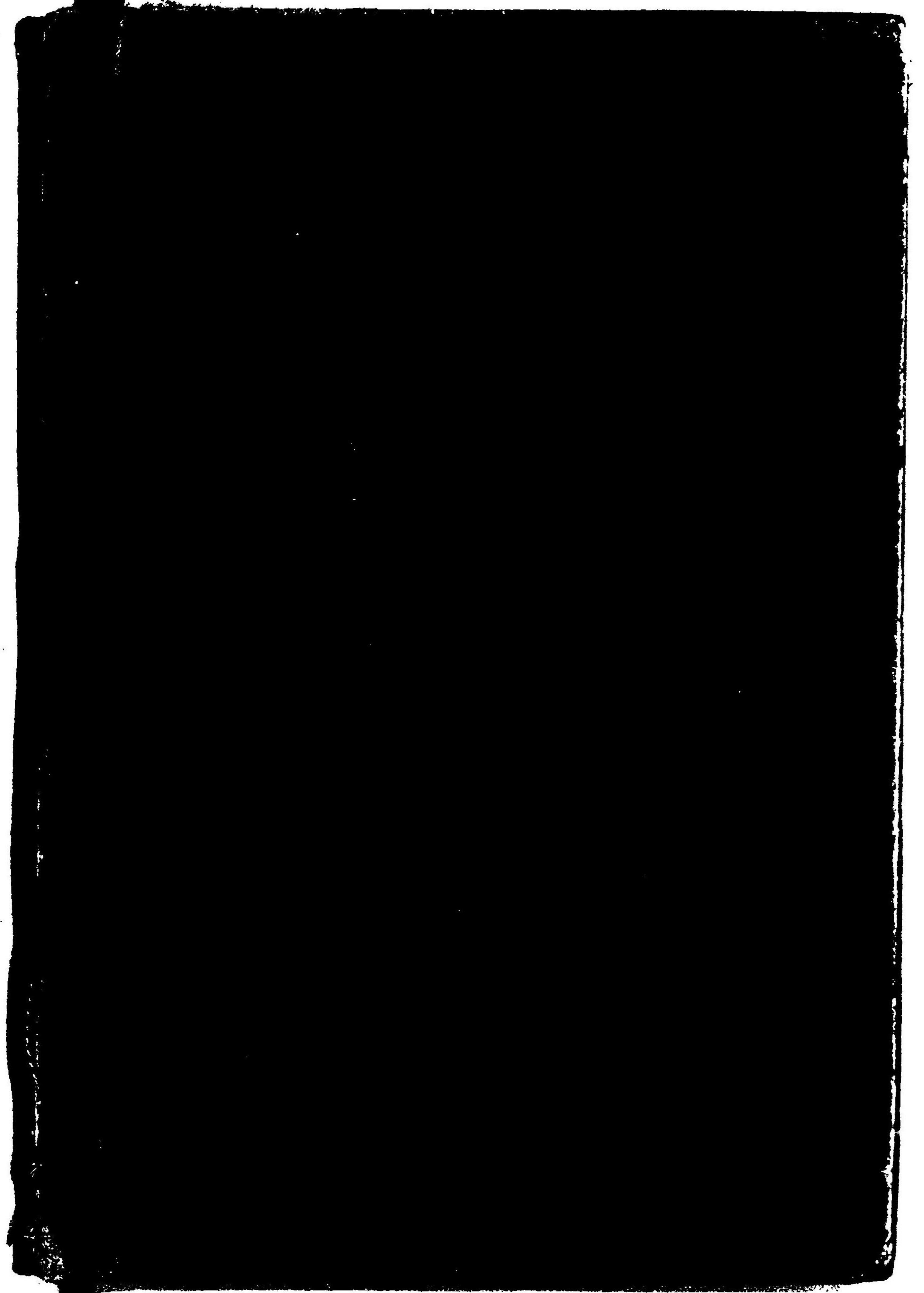
地方債も亦中央政府の公債と大體の理論に於ては異なるなきを以て上巻論へ來りたる論議は之を論議に適用するを略然れども又幾分の異なるなき論はす。今

之に其の論を考ふる所を論議して本論を下はらんと欲す。

第一 地方政府と中央政府とは職掌の異なるより公債の種類亦自ら異らざるを得ず中央政府は其利益一般に及び且つ收入を生ぜざる所の經費即ち陸海軍の費用司法及び警察等の費用教育の費用等利益全國に及ぶ有形上の利あるものにあらず經濟上所謂生産的のものにあらずして不生産的に屬するもの多し。尤も中央政府に於ても彼の郵便電信鐵道等の如き生産的に屬する事業ありと雖も多くは國の利益となるも別段收入を生ぜざるものなり。之に反し地方に於ては戦争の如き裁判の如き其他中央政府に於ける事業の如く非常の場合に費用を要するものなし故に地方に於て公債を起さるべからざる場合極めて少し其之を起すべき必要の場合には通路運河水道等地方の費用を以て支辨すべき所の大工事の場合なりとす。一言以て之を述べば中央政府が國債を募集する多くの場合は戦争の時にして地方政府が公債を募集する多くの場合は土木事業を起すの時なり。従て又公債の種類も異ならざるを得ず戦争の場合に募集する公債は毫も收入を生ぜざれば償却の方法の如きも成るべく政府に自由を有たしめ剩餘金のありざ



一、本館は、新聞の発行に當り、常に公正無私の態度を以て、事實を正確に報導し、意見を公正に發表することを旨とする。其の爲め、新聞の發行に當り、常に公正無私の態度を以て、事實を正確に報導し、意見を公正に發表することを旨とする。其の爲め、新聞の發行に當り、常に公正無私の態度を以て、事實を正確に報導し、意見を公正に發表することを旨とする。



040510-000-9

ユ-104口

公債論

天野 為之/述

[M 3 3 ?]

BDE-0123



7
1040

(M)